

# 地名散歩

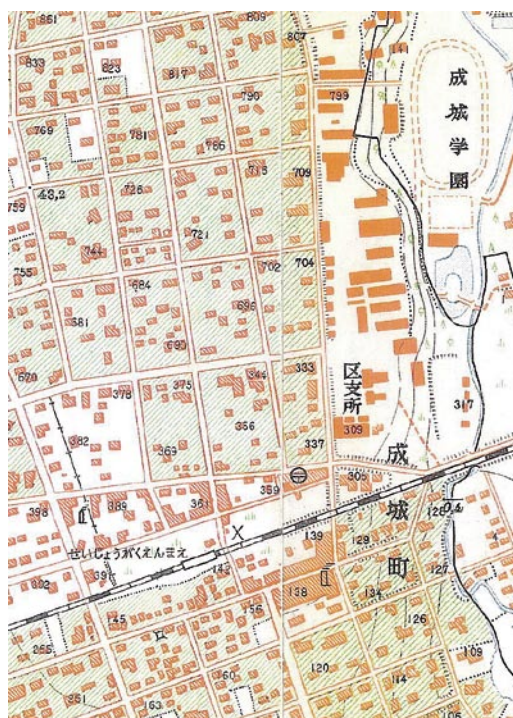
## 第5回 ブランド地名

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

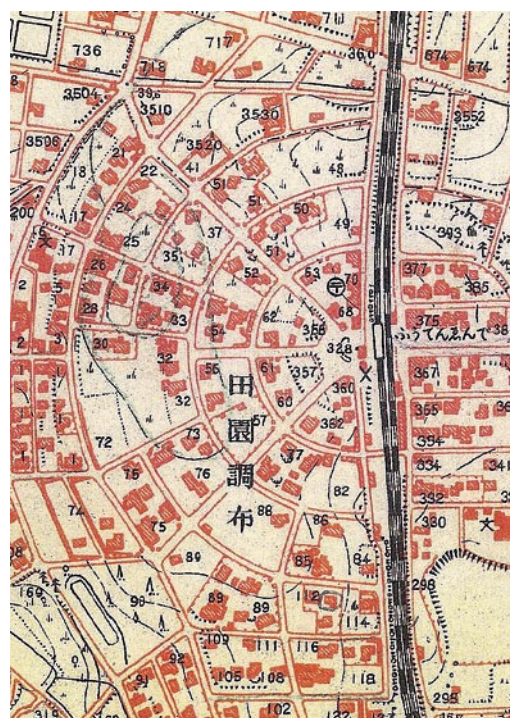
国税庁の「路線価」が今年も発表された。東日本大震災の影響や地方都市の商業地の動向などがニュースに取り上げられたようだが、眺めてみると当然ながら人気のある街は地価が高い。それらの街はしばしば「ブランド地名」として扱われ、そこに住むことが一種のステータスとなる。

東京都大田区の田園調布といえば、そんなブランド地名の代表格で、「田園調布に家が建つ」というフレーズがギャグになるほどの知名度をもっている。大正時代に渋沢栄一が提唱した英国の田園都市(ガーデンシティ)を日本に、という発想で始まったこの住宅地は1区画が100坪以上、上下水道完備という理想

的な住宅地として登場して羨望の的となった。所在地は大字上沼部と下沼部にまたがっていたが、この地域が東京市に編入された昭和7年(1932)から大森区内の正式町名として田園調布を名乗っている(隣接する世田谷区の玉川田園調布も同時期に誕生)。ブランド地名は拡大する傾向があり、昭和45年(1970)には調布嶺町、調布大塚町の一部を含むエリアに「田園調布本町」および「田園調布南」という町名が新設された。ちなみに旧地名の上沼部・下沼部は江戸時代以前からの由緒あるものであったが昭和7年に東京府側では消滅し、現在では多摩川をはさんだ川崎市に飛び地の下沼部だけが残っている。



成城学園を中心に開発された成城。  
緑色の網は樹木に囲まれた集落を意味する。  
1:10,000地形図「成城」+「経堂」各昭和30年修正×1.25



昭和4年頃の田園調布。独特な街路形状と  
ゆとりある邸宅の配置がわかる。  
1:10,000地形図「田園調布」昭和4年測図×1.25

東京では成城もブランド地名である。東京市牛込区(現新宿区)にあった成城学校が昭和2年(1927)の小田急線の開業に合わせて砧村大字喜多見の平坦地に移転したのがきっかけだ。一帯は成城学園を中心とした計画的な学園都市として整備され、昭和5年からは成城が正式な町名となっている(当初は砧村大字喜多見成城、同7年から東京市世田谷区成城町。昭和45年の住居表示後は成城)。人気の高い地名である証拠に、成城に隣接する調布市や狛江市にも「〇〇成城」などと名乗るマンションやアパートが何十軒も存在するし、ある大規模マンションは一部の棟が隣接市域に入っているにもかかわらず、苦勞して住居表示を「世田谷区成城」とさせたほどである。

リゾート地では長野県の軽井沢。江戸時代までは中山道の小さな宿場町であり、寒冷地なので作物もあまりできない土地であったが、明治に入って外国人が避暑のための別荘を建てたのをきっかけに日本の政財界人や高級軍人などが続き、やがて「ハイソサエティ」の別荘地のイメージが戦前から定着した。

そのブランド力は大きく、昭和2年(1927)に群馬県長野原町にできた別荘地の法政大学村(同大学長が所有地を分譲)が、軽井沢と所属県が異なるにもかかわらず北軽井沢と呼ばれるようになり、当時走っていた草軽電鉄の地蔵川駅も北軽井沢と改称している。軽井沢からは当時の軽便電車で1時間半(約26キロ)といささか遠かったが「養蚕で繁栄するように」明治8年(1875)に名付けられた応桑の地名よりもびったり来たのだろうか。正式な地名として大字北軽井沢が誕生するのははるか後年の昭和62年(1987)のことであるが。

長野県内でも軽井沢人気にあやかりとうす

る人たちは多かったようで、信越本線(現しなの鉄道)の信濃追分や御代田などの駅周辺が西軽井沢などと呼ばれるようになり、南軽井沢も出現するとなれば、大いに広がった「虚実とりまぜた軽井沢」の中心地に位置する沓掛(中山道の沓掛宿)は、昭和35年(1960)から中軽井沢を名乗るようになった。駅名の方はひと足先の同31年から沓掛を中軽井沢と改めている。世は高度経済成長を背景に、まさに「観光の時代」に突入していく。

最近では再開発のプロジェクト名または分譲する際の「商品名」を正式な町名に据えてしまう例も目立つようになってきた。かつて山林や耕地だった土地は地元住民の抵抗も少ないようで、かなり思い切った地名も散見する。たとえば埼玉県三郷市の旧国鉄操車場の跡地。かつては大広戸や彦成、采女新田などにまたがる土地であったが、「ららぽーと新三郷」というショッピングセンターおよびその周辺が「新三郷ららシティー丁目〜三丁目」と正式に命名されたのである。

習志野市では歴史的な地名である谷津の一部を、新たに建設されるマンション群の名に合わせて「奏の杜」に変更しようとしているらしい。そういえば関西国際空港のお膝元の大阪府泉佐野市が財政難の末、市の「命名権」を売り出して注目を集めているが、地名があまりにも商業ベースで扱われる傾向が強まるのは心配だ。江戸時代以前、いや古代より前から現在まで伝えられてきた地名は、そのままであることに価値がある。地名の扱いがここ最近、あまりに粗略ではないだろうか。子孫から嘲笑されることのないよう関係者の自重を求めたいものである。

#### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 667  
2012 August



表紙写真  
「送り盆」

第27回写真コンクール連合会長賞  
石沢 直行●静岡会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために―

第4回 司法書士の視点から見る高齢者の財産管理  
福井県土地家屋調査士会 司法書士 浦井 勉志

## 07 第69回定時総会

12 土地家屋調査士新人研修開催公告  
関東ブロック

13 第6回つくば国際ウォーキング大会

19 我が会の会員自慢 Vol.7  
函館会／三重会

22 お知らせ  
土地家屋調査士2013年オリジナルカレンダー

## 23 第27回写真コンクール開催

27 ちょうさし俳壇

28 東日本大震災の特別セッションも開催  
世界測量者連盟 (FIG) ワーキングウィーク・2012 報告

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

32 完全復元伊能大図展(千葉)

34 会長レポート

36 ネットワーク50  
山口会

37 会務日誌

39 編集後記

### 巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第4回 司法書士の視点から見る高齢者の財産管理

福井県土地家屋調査士会 司法書士 浦井 勉志

#### 第一 はじめに

総務省統計局の資料によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は2,944万人(平成22年9月時点)で、総人口に占める割合は23.1%に上るそうです。一方、65歳以上人口における認知症有症率は15.7%というデータもあります(厚生労働省「新たな地域精神保健体制の構築に向けた検討チーム」朝田構成員提出資料)。

これらのデータによれば全国で462万人が認知症の高齢者ということになり、驚きを禁じえません。

司法書士は、高齢者が所有する不動産に関する契約および登記手続に関与することも多く、その契約の有効性の確認に苦慮する場合があります。

本稿では、司法書士の視点から「高齢者が所有する財産の管理」についての注意点を紹介させていただきます。

#### 第二 有効な契約をするために求められる判断能力

有効な契約をするためには、「自分が行う契約の内容や結果」を理解する判断能力(事理弁識能力 民法第7条参照)を必要とします。

例えば、泥酔した30歳の男性が時価10万円の中古車を1,000万円で買うと言ったとしても、「対価を支払って物を買う」ことについて十分な判断ができていない状態なので売買契約は無効となります。

このように「有効な契約をするために求められる判断能力」の有無は、個別の契約時における当事者の状態によって変化します。

また、契約内容の性質(重要性)によって求められる判断能力レベルも変化します。

契約内容の性質の違いによって法的取扱いが異なる事例としては、民法第103条(権限の定めのない代理人の権限)、第251条(共有物の変更)、第252

条(共有物の管理)などで保存行為と処分(変更)行為の取扱いの違いが表れています。つまり、壊れた屋根の修理を依頼する場合(保存行為)よりも建物を売却する場合(処分行為)のほうが高いレベルの判断能力が求められるのです。

土地家屋調査士業務で説明すると、報告的な登記(地目変更登記など)の依頼を受ける場合と処分的な登記(分筆登記、合筆登記など)の依頼を受ける場合で取扱いが異なることに注意していただきたいと思います。

#### 第三 実務上の判断

上述のとおり、有効な契約をするためには、その契約内容や結果を理解できるだけの判断能力が求められます。高齢者といえども「判断能力がある」ことを前提に契約手続が進んでいくのですが、当事者が高齢で、その言動から判断能力に疑義がある場合は、司法書士として確認作業を行うことになります。

例えば聴力が衰えた高齢者でも、筆談などでコミュニケーションが可能であれば判断能力を確認することができます。

ただし「イエス・ノー」で答えられる質問には適当に相槌を打つ方が多いので、私は、「土地の売却理由(お孫さんの住宅建築資金を捻出するためなど)」といった周辺事情を含めてお話をお伺いするように心がけています。

その他、判断能力レベルを判定する簡易テスト(改訂 長谷川式簡易知能評価スケール)がインターネットで公開されています。質問項目は9問と少ないですし、質問方法や採点方法などの解説も公開されていますので参考にさせていただきたいと思います。

これらの確認作業によって判断能力が確認できれば良いのですが、確信が得られない場合には、主治医や精神科の専門医の判断を仰ぐことになります。

そして、判断能力が認められない場合は、一旦、契約手続を中断して「成年後見制度」を利用することになります。

#### 第四 成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者を選び、本人を支援・保護する制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

この中で「成年後見人」は、財産管理についての全般的な代理権、取消権が与えられる一方で、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら適切に財産の維持管理をすること、および家庭裁判所に仕事の報告をして必要な指示を受けることが求められています。平成12年の統計では配偶者や子などの親族が成年後見人に選任される事例が約90.9%を占めていたのですが、平成23年の統計では約55.6%となっている一方で、司法書士、弁護士、社会福祉士などの専門職が成年後見人に選任される事例が増加しています(最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況)。

また、成年後見が開始した場合には「成年後見登記」がなされ、各法務局で成年後見人である旨の証明書が発行されますので、契約手続を行う際の「資格証明書」として活用することができます。

このように成年後見制度は、高齢者にとって有益な制度ですが、平成23年における成年後見関係事件の申立件数は31,402件となっています(最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況)。

対前年比約4.4%の増加となっていますが、冒頭に述べた認知症の高齢者数と比較すると利用率が高いとはいえない状況です。

このように制度の利用が進まない理由の一つとして、審理期間の長さが考えられます。成年後見制度を利用したいと考える方の多くが、差し迫った事情(介護施設の入居費用や医療費を捻出するための財産処分など)を持っておられますが、本人の判断能力レベルを確認するため精神鑑定が必要な場合、審理期間は数か月に及ぶほか、高齢者の「居住用不動産」を処分するためには別途、裁判所の売却許可が必要となります。

このため、実際に契約をする必要が生じてから手続きを始めても間に合わないという事態が生じます。家族の方々の気落ちした表情を見るとせつなく

なるのですが、司法書士として超えることのできない一線であると考えています。

特にアパート経営などをされている方は、賃貸借契約の締結や解除などを反復継続して行う必要があるため、早めの対応が望まれます。

#### 第五 高齢者が元気なうちにできること

これまで述べてきた成年後見制度が「高齢者の判断能力が不十分になってから」の手続きであったことに対して、「高齢者が元気なうち」に行うことができる手続きとして

- ① 生前贈与
- ② 遺言
- ③ 任意後見契約
- ④ 信託
- ⑤ リバースモーゲージ(高齢者向けのローン)などが挙げられます。

これらの手続きは高齢者の資産状況、ライフスタイルに応じて選択することになりますが、特に「財産管理・保全の必要性」「高齢者および家族の生活費などの確保」「高齢者の意思に基づく財産の承継」の三点に留意する必要があります。

以下、実務上利用されることの多い「生前贈与」と「遺言」について説明したいと思います。

#### 第六 生前贈与

高齢者が元気な間に親族などに生前贈与をする場合があります。

本来、相続によって引き継ぐべき財産を高齢者が元気なうちに贈与することによって、高齢者の意思に基づく財産の分配ができるだけでなく、後日、財産の管理・処分が必要となった場合、登記名義人となった受贈者の意思に基づきスムーズに手続きを行うことができるというメリットがあります。

ただし、高額の前贈与をした場合、「遺留分減殺請求」の対象となる危険性があることに注意が必要です。後日のトラブルを回避するため、親族間での協議のうえ、手続きを行うことが望ましいと思われます。

また、悩ましい問題が「贈与税」の取扱いです。

思いがけない額の贈与税の納付を回避する方法として「相続時精算課税制度」や「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」の選択が挙げられます。



「相続時精算課税制度」は、65歳以上の親が、推定相続人である20歳以上の子(子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます)に贈与する場合、贈与者である親について相続が発生した時点で、生前贈与を受けた財産を相続財産に合算して相続税を納税する制度です。

この制度を利用することによって、「贈与税の納付」を先送りし、相続開始時において「相続税として一括精算」することができるため、一般に節税効果が期待できるといわれています。

一方、「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等の対価に充てるための「金銭」を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。(この制度は、平成23年12月31日で一旦終了しましたが、一部修正の上、3年間延長されました)

|         | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   |
|---------|---------|---------|---------|
| 省エネ等住宅  | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 |
| 上記以外の住宅 | 1,000万円 | 700万円   | 500万円   |

ただし、実務上、以下の点に注意が必要です。

1. 詳細な要件、および具体的な節税効果の程度は税務署、若しくは税理士に事前確認すること。
2. 贈与を受けた翌年に税務署に「申告」が必要であること。
3. 要件となっている贈与者、受贈者の年齢は「贈与を受ける年の1月1日時点の年齢」で計算すること。したがって、3月1日に20歳になった子に対して4月1日に生前贈与した場合、これらの制度は利用できません。

## 第七 遺言

高齢者の意思に基づく財産の承継と相続人間のトラブルを防止するためには「遺言」が効果的です。

### 1. 遺言が効果的な事例(＝相続登記手続きが困難な事例)

#### (1) 相続人間の仲が悪い。

単に財産権の主張が対立しているだけではなく、幼いころの兄弟喧嘩のトラウマなど感情的

な対立が要因となっている場合、手続きが極めて困難になります。

遺産分割協議は、相続人全員で行う必要があるため、相続人10人中、9人が同意していても効力は発生しないことに注意が必要です。

#### (2) 相続人間の仲が良すぎる。

相続人間の仲が良いので「いつでも手続きができる」と安心していううちに他の相続人が死亡してしまう場合があります。

この場合、手続きに協力していただく方の数がネズミ算式に増えていきます。

名前すら知らない人達(兄弟の奥さんの実家のお姉さんの…)に協力をお願いしなければならない事例もありますので、早めの手続きをお勧めしています。

#### (3) 相続人の中に行方不明者がいる。

相続人の一人が行方不明のため協力をお願いすることができない場合は、利害関係人として家庭裁判所に不在者の財産管理人選任、および権限外行為許可(遺産分割を行うための許可)の申し立てをすることになります。

司法統計によれば平成22年に行われた不在者の財産の管理に関する処分は9,898件との事ですので、意外に身近な問題といえると思います。

#### (4) 相続人の中に国際結婚をした人がいる。

国際結婚をして海外に移住した方がいる場合、移住先の国と我が国との法制度の違いが問題になります。

例えば、印鑑登録制度のない国の場合、日本領事の「本人の署名及び拇印に相違ない旨の証明」が印鑑証明書と同等に取り扱われる場合があります。

さらに国際結婚をした方が海外で亡くなられた場合、戸籍制度のある我が国と違って、その相続人(配偶者や子)の特定が難しい場合がありますので相当な注意が必要になります。

以上のような場合においても、「遺言」により相続分の指定などが行われていれば、他の相続人の協力(遺産分割協議書の押印等)を省略して相続登記手続きを進めることができます。

したがって、上記のようなトラブルが予想される

場合は、「遺言」が非常に有益となるのです。

## 2. 公正証書遺言

「遺言」の形式には、「自筆証書」「公正証書」「秘密証書」の三種類がありますが、私は「公正証書」の利用をお勧めしています。

自筆証書遺言と公正証書遺言の最大の違いは、「検認手続」の要否です。「検認手続」とは遺言の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所で遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名などを確認する手続きです。

元々、手続きの簡略化とトラブル防止のために「遺言」を作成するのですから、検認手続が不要な「公正証書」が有利といえます。

また、自筆証書遺言の場合、いつ、どのような遺言が作成されたのかわからない場合が考えられますが、公正証書遺言であれば公証人役場に原本が保管されるうえに、検索システムがありますので大変便利で安心です。

公正証書遺言を作成するために準備する書面などは、以下のとおりですが、詳しくはお近くの公証人役場にお問合せください。

- ① 遺言者本人の印鑑登録証明書
- ② 遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本
- ③ 財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
- ④ 遺言する財産の明細がわかるもの  
(登記事項証明書および固定資産評価証明書、預金証書など)
- ⑤ 証人予定者(2名)のお名前、住所、生年月日及び職業をメモしたもの  
(推定相続人、受遺者とそれぞれの配偶者など一定範囲の利害関係人や未成年者は証人になれません。)

## 3. 遺言の内容について

遺言の内容について留意していただきたい事項は以下のとおりです。

- (1) 遺言は何度書き直しても構いません。内容が矛盾する遺言が複数存在する場合は、後から作成された遺言が有効となります。
- (2) 特定の財産ごとに遺言を複数作成しても差し支えありません。  
具体的には、A不動産については長男が相続する旨の遺言を作成した後に、B不動産は、長女

が相続する旨の遺言を作成しても構いません。

- (3) 包括的に「全ての財産はAが相続する」という遺言も可能です。

ただし、他の相続人から「遺留分減殺請求」がなされる可能性がありますので注意が必要です。  
相続財産の配分についてトラブルを防止するために遺言を作成することが多いわけですから、他の相続人の権利保全に対する配慮が必要と考えます。

もし、他の相続人に対して過去に生前贈与がなされている場合(住宅建築に対する資金援助や、結婚資金の援助など)には、その内訳も付記しておくことでトラブル防止に役立ちます。

## 4. 相続人でない人への遺贈

遺言で、相続人とならない方へ財産を遺贈することができます。

ただし、この場合、注意していただきたいことは「遺言執行者」の定めです。

例えば、ある不動産を遺贈した場合、その登記手続は受贈者と「法定相続人全員」の共同申請となります。したがって、相続人の協力を得られない場合、登記手続を行うための裁判手続が別途必要となります。

このようなトラブルを避けるために遺言の中に「遺言執行者(遺言者の代わりに手続きを行う人)」を定めておくことで、スムーズに手続きを行うことができます。遺言執行者は推定相続人に限定されませんので、遺言者が信頼できる人に依頼することが望ましいと思います。

## 第八 終わりに

本稿では高齢者の財産管理および承継について基礎的な事柄から相当マニアックな事柄まで雑駁に紹介させていただきました。

高齢者の方々の多くは先々の生活に不安や寂しさを抱えています。法的な手続きだけで不安を払拭できるものではありませんが、時間をかけて会話をしていくうちに表情が生き生きとしていく高齢者の方は少なくありません。

土地家屋調査士も高齢者と接する機会が多い職業ですので、雑談のネタにでもしていただけたら幸いです。

# 第69回定時総会

平成24年6月19日(火)、20日(水)、台風4号上陸の影響で雨、風が強い日になりましたが、東京ドームホテル(東京都文京区)地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会の第69回定時総会が開催されました。総会構成員183名(連合会役員32名、会長50名、代議員101名)出席のもと、来賓及び多くのオブザーバーの出席を得て厳粛に開催されました。総会開始前には物故者に対する黙とうを、また恒例となりました『土地家屋調査士倫理綱領』唱和並びに『調査士の歌』の斉唱が行われました。



総会は、関根一三副会長による開会の挨拶、続いて竹内八十二会長による挨拶があり、次に法務大臣表彰が行われ、来賓の方から挨拶をいただきました。

司会者である総務部の瀧下俊明理事の指名により、北海道ブロック協議会、札幌会会長である桑田毅会長、四国ブロック協議会、徳島会会長である山本達夫会長が指名されました。なお、議事の内容は以下のとおりです。



竹内会長



原法務省民事局長



徳島会 山本議長、札幌会 桑田議長



関根副会長

## 第1号議案

(イ)平成23年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成23年度特別会計収入支出決算報告承認の件

## 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

## 第3号議案 連合会会館(シティ音羽)の処分(案)審議の件

## 第4号議案 平成24年度事業計画(案)審議の件

## 第5号議案

(イ)平成24年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成24年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

慎重審議のもと上記すべての議案について執行部案をもって承認可決されました。なお、第2号議案は、役員の守秘義務規定の新設、外国人住民に係る土地家屋調査士の登録に関する規定の変更となっております。第3号議案の連合会館(シティ音羽)の処分は、平成26年12月31日までに売却処分をなすこと、処分のための提案で承認となっております。なお、新会館取得などの問題は慎重に検討すべきであるとの意見がありました。また、予算(案)については、日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正、役員給与規定の一部改正を行った旨説明があり了承されました。



## 平成24年度事業方針大綱の概要

### 平成24年度事業方針大綱(抄)

土地家屋調査士の生活の基盤である不動産の表示登記に関する業務は、官民を問わず、確実に右肩下がりの減少傾向にある。そこで、土地家屋調査士の将来を見据えたとき、従来からの土地家屋調査士の専管業務以外の分野でも、土地家屋調査士の知見と経験を生かした新たな業務開拓が必要不可欠であると考え、会員個々の知恵を結集し将来に夢を抱ける職業としての全体像を睨み土地家屋調査士像の主軸の構築に向かって制度対策戦略会議を創設し、役員一丸となり業務の執行に邁進することを、平成24年度の事業方針大綱とする。

以下4項目を大方針とする。

#### 1 事務所経営基盤の確立

土地家屋調査士法第3条業務の更なる開拓及び土地家屋調査士の知見と経験が生かせる新たな業務開拓に取り組む。

#### 2 帰属意識の高揚

土地家屋調査士の全体を見据えた将来性の持てる業務とするため、会員個々の帰属意識の啓発を促す。

#### 3 境界紛争解決への取り組み

筆界特定制度と民間ADRとの連携の強化に取り組み、ADR認定土地家屋調査士の活動の場の構築に向けて、関係機関と調整を図り、具体性を持った施策に取り組む。

#### 4 研究所体制の充実

今後の土地家屋調査士制度の発展に向けて、関連団体と連携を図り、中長期的な研究に取り組む。

## 平成24年各部事業計画の概要

### 制度対策本部



志野副会長

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

また、新たな制度の担い手である資格者代理人としての実績を踏まえ、社会全般に、安心と安全を提供し続け

る資格者代理人であるべく、制度基盤の拡充を図る。

加えて、大規模災害復興支援対策本部の活動を強力に推し進め、東日本大震災の被災地で展開される復興のための諸施策に関連して、被災会等が遂行する各種作業を支援する。

このため、次に掲げる事項について、全国の各会、会員の力を結集して、柔軟かつ効率的な制度対策本部活動を行う。

#### 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開(法改正、業務拡大、受託環境整備等)

#### 2 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処(権限委譲、規制改革、TPP等)

#### 3 制度対策戦略会議の設置(有識者・会員との意見交換・議論を踏まえた土地家屋調査士制度及び連合会運営に関する短・中期的課題への対応)

#### 4 東日本大震災の被災地の早期復興に向けた諸施策への対応

#### 5 国際地籍シンポジウム・国際会議等への対応

#### 6 その他緊急課題への対応

## 総 務 部



加賀谷総務部長

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
  - (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備(会則、諸規程等の見直し)
  - (2) 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援(懲戒処分事例集の作成)
  - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応(法務省、各法務局との連携)
  - (4) 大規模災害からの復興支援
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について、最善の方策を検討、実施する。また、Web会議等を活用し会務の効率化を図る。
- 3 オンライン登記申請への対応

オンライン登記申請の更なる促進に向けて、会員からの要望・意見の取りまとめを行い、法務省及び関係省庁へ提言等を行う。
- 4 特定認証局の運営に関する事項

暗号アルゴリズム移行については予算面も考慮し、検討を行い、ベンダーが運営する認証局に業務委託することについては、情報収集し、引き続き検討を行う。
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の維持管理に関する事項

## 財 務 部



小保方財務部長

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
  - (1) 財政計画の検討

単年度黒字予算を考慮した予算執行を行うとともに、経理事務の合理化及び事務経費の削減についても併せて検討を行う。

    - ①収入支出の均衡のとれた予算執行
    - ②経理事務合理化と事務経費削減の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
  - (1) 親睦事業への対応
  - (2) 各種保険及び共済会事業
    - ①土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入継続
    - ②土地家屋調査士賠償責任保険への全会員加入の促進
    - ③団体定期保険への加入促進
  - (3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進
- 3 業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布

## 業 務 部



児玉業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
  - (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

- (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

## 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

- (1) 業務実態調査の実施項目等の検討
- (2) 震災対策で取り組まれた新規業務の調査  
東日本大震災に伴い地震保険の損害調査、官公庁の相談業務、がれきの撤去判断業務などが土地家屋調査士に依頼されたが、今後の新たな業務として定着、発展するよう整理する。

## 3 筆界特定制度に関する事項

- (1) 土地家屋調査士会 ADR との連携  
筆界特定結果の現地明示と明示に必要な調停手続への移行内容を検討する。
- (2) 関係省庁との連携  
筆界確定訴訟等において、筆界特定制度が前置的に利用されるよう裁判所、法務省、日弁連などの関係諸機関と協議し、相互制度の提携化と制度の改善を検討する。
- (3) 研修要領(モデル)の作成
- (4) 筆界特定に関する情報の収集

## 4 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導・連絡
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

## 5 業務情報公開に関する事項

- (2) 新人研修の実施・検討

- ①ブロックへの委託研修の実施
- ②実務トレーニングの導入と実践への検討
- (3) eラーニングの拡充と運用(ウェブシステムを活用した研修)
- ①コンテンツの拡充

研修体系に沿った、実務に沿った、またニーズに応じた教材の整備・拡充を続けていく。

- ②研修ライブラリーの整備と拡充
- (4) 研修資料の拡充及び研修の充実の推進
- ①会員必携について

周年事業などを機会とする書き下ろし全面改訂も視野に入れて継続検討する。

- ②調査結果の解析とフィードバック
- ③地域の慣習資料に関する研修の研究  
研究所と連携し、各土地家屋調査士会で収集している歴史的資料を活用するための研修を検討する。

## 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進

- (1) 受講促進パンフレットの作成
- (2) 年間を通した広報宣伝、促進の方策の検討  
広報部と連携し、会報及びホームページを活用して、実務例などを交え繰り返し受講促進を訴えていく。

## 3 ADR 認定土地家屋調査士研修の啓発と推進

- (1) 現行方式の再検討及びカリキュラム等の見直し
- (2) 業務部・社会事業部・研究所との連携(ADR 認定土地家屋調査士の活用の研究)

## 研 修 部



中塚研修部長

### 1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用
  - ①将来的な活用を考慮した運用の検討
  - ②CPD制度Q & Aの見直し、整備
  - ③社団法人日本測量協会の「講習会」を紹介、斡旋、連携の維持

## 広 報 部



戸倉広報部長

### 1 広報に関する事項

- (1) 制度広報に関する事項
  - ①土地家屋調査士の日に関する啓発活動



- ②制度広報ツールの企画及び作成並びに発信
  - ③全国一斉表示登記無料相談会等の実施
  - (2) 社会広報に関する事項
    - ①人材育成に関して教育機関等との連携  
大学や専門学校等と連携して、測量関連分野の技術者、地籍関連分野の専門家、そして土地家屋調査士試験の受験者の拡大とその育成に関する課題と対応策について検討を行う。
    - ②寄附講座・出前講座・講演会・インターンシップ制度の推進及び支援
  - (3) 国際広報に関する事項  
各シンポジウム(CSIS、NSDI等)の取材や第8回国際地籍シンポジウムにおける広報活動などを行う。
- ## 2 会報の編集及び発行に関する事項
- (1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信
  - (2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信
  - (3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- ## 3 情報の収集に関する事項
- (1) 土地家屋調査士制度に関するタイムリーな情報収集
  - (2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集
  - (3) 市場リサーチの実施と分析

## 社会事業部



小林社会事業部長

- ### 1 地図の作成及び整備に関する事項
- (1) 実施地区の情報収集
  - (2) 新10か年計画の策定に関する情報収集と作業年次の検討
- ### 2 ADR認定土地家屋調査士の活用と境界問題相談セ

### ンターの支援等に関する事項

- 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 4 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項
  - (1) 土地家屋調査士法第3条業務の更なる拡大
  - (2) 認定登記基準点の活用に関する啓発
- 5 土地家屋調査士会が取り組む防災協力等、社会貢献への取り組み

## 研究所



小野研究所長

- ### 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
- (1) 国土調査法第19条第5項指定の地図作成事業
  - (2) 情報公開システムの研究の第一段階としての基盤情報の整理
  - (3) 道路内民有地の取扱いに関する法整備に向けての基礎研究
  - (4) 土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究
  - (5) 土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究  
研究過程の中で課題となっている事項、事例収集、分析、提言等を研究成果の中で行うことにより、成果が土地家屋調査士制度の現状及び将来において実務に生きるものとすべく鋭意研究を進めるものである。
- ### 2 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携
- 「筆界の地域の慣習」、「地籍の国際標準化」について、研究発表を行うとともに、全国の関連団体との研究に関する連携を図る活動を行う。
- ### 3 地籍管理に関する国際標準化についての研究
- 平成24年度は、国際地籍学会総会等国际交流の場も予定されていることから機をとらえ、本研究に係る情報収集、意見交換に努めながら研究成果に結びつけ

るものとする。

#### 4 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

FIG、国連の外部団体、NGO等さまざまな非政府組織間の国際的な協力体制を可能とするネットワークの確立に関する研究、検討、対応を行う。

#### 5 会長から負託された事項の研究(「調査・測量実施要領」の改訂案)

早期発刊に向けた改訂作業を完遂させるべく、土地家屋調査士倫理規程やその他の規則との整合性を図りながら、会則に対応した義務条項と努力目標条項の峻別を意識した内容とする。

最後に、事前質問(63件)・要望に基づく協議内容について、「土地家屋調査士自治に基づく懲戒制度の確立」、「懲戒請求における除斥期間の創設」、「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の対策」、「危機管理マニュアル(モデル)の作成」など、今後の検討課題が確認されました。

また、筆界特定にあたり、提出済の直近地積測量図の取扱いをめぐり協議が必要との問題提起がありました。

そして、「日調連役員全員で将来ビジョンを持って欲しい」との要望があり竹内八十二会長の強力なリーダーシップのもと役員の方々の大いなる飛翔が期待されます。

最後は、志野忠司副会長の閉会宣言をもって本総会は無事に閉幕となりました。

広報員 羽鳥光明(東京会)

### 土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第7回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第8回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

## 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成24年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

### 関東ブロック協議会

記

|       |                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 開催日時  | 平成24年9月15日(土)正午開始<br>平成24年9月16日(日)終日<br>平成24年9月17日(月)午後3時終了(予定) |
| 開催場所  | 東京都千代田区一ツ橋2-6-2<br>財団法人 日本教育会館 第一会議室<br>TEL:03-3230-2831        |
| 受講対象者 | 受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済です。                                      |





回大会から引き続き、多大なるご支援とご協力を頂きました日本土地家屋調査士会連合会並びに地元茨城土地家屋調査士会(茨城会)に対し、この場をお借りして御礼を申し上げるとともに、本大会の模様を寄稿させていただき、ご支援、ご協力への御礼とさせていただきます。

### 念願の「関東甲信越マーチングリーグ加盟大会」へと飛躍！

大会趣旨には、「筑波山の山ふところに抱かれ、研究学園都市つくばの歴史、文化、豊かな自然を感じるとともに仲間との交流、出合いを楽しみ、体力づくり、健康づくりを図る歩く祭典として第6回を迎えるのを機に、“関東甲信越マーチングリーグ加盟大会”として大きく飛躍し、多くの市民と全国のウォーカーの参加を心から歓迎します」とうたっています。そのテーマは「自然と科学とが融合したつくば市を体いっぱい感じて歩こう！」です。

このような大会の趣旨が理解され、今大会(第6回)には、全国各地から泊りがけの参加者が昨年に増して相当数増えました。東北地方からは、岩手、山形、福島各県から、さらに、新潟、石川の北陸勢、西は、九州の熊本、福岡を始め、中・四国はもとより広い地域からかなりの参加者がありました。これら申込者の顔ぶれをみると、勿論、つくば市民を中心に茨城県民が相当数を占めていることは言うまでもありませんが、近隣の群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県などからも

大勢お見えになっています。このように参加者は、近県はもとより全国へと広がりました。

今年の大会は前述のとおり、昨年全国規模の大会となったのに加え、KKMLの認定大会となったことから関東甲信越の各地からの参加者が大幅に増えたことが実感されました。

竜巻被害復興支援の募金活動は、ゴール時のお楽しみ抽選会場での呼びかけが功を奏し、前述のとおり、想定を超える多額の義援金が集まりました。募金にご協力いただいた方々に心から感謝いたします。

参加者増の背景には、ツーデー化の魅力もありますが、今年は、初めての「関東甲信越マーチングリーグ加盟大会」ということもあり、広報関係に相当力を入れたことも参加者増の結果につながったものと思います。その一つはJWAの機関紙「ウォーキングライフ誌」の事前告知と並行し、3・4月号のウォーキングライフ誌に折り込みチラシ13,000枚を封入したこと。二つ目は本格的にHPからの申込みにも力を入れたこと。三つ目は、県下の地方紙やミニコミ誌に投稿し、参加を呼び掛けたことなどです。このように全国規模の開催へ向けて、参加者募集に相当力を注ぎました。

\*注：関東甲信越マーチングリーグ(KKML)加盟大会とは、関東圏の1都6県に加え、新潟、長野、山梨を加えた圏域で2日間以上のウォーキング大会を開催するグループで、現在24大会が加盟している全国最大規模のリーグです。

### 第6回つくば国際ウォーキング大会

つくば国際ウォーキング大会は、当初から全国規模の2日間開催のツーデーマーチを目指しスタートしたもので、社団法人日本ウォーキング協会(JWA)と地元茨城県ウォーキング協会(IWA)、茨城土地家屋調査士会が協力し、実行委員会を立ち上げ「主催者」として実施してきました。

今年の実行委員会へは、茨城県ウォーキング協会の役員を軸に、茨城会の藤井総務副部長、つくば市の中村スポーツ振興課長が実行委員に加わりました。また、次回からは、つくば銀行なども加わりたい意向が出され、いよいよ組織化が本格化することとなりました。

加えて、先にも述べたように、つくば市が毎月第1日曜日を「つくばウォークの日」としたこと等により、さらに6月第1日曜日が国土地理院を中心とする「測量の日」関連イベントが開催されること等から国土地理院、「測量の日」実行委員会がバックアップに加わり大会をより一層盛り上げていただきました。

「後援」には、厚生労働省、環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省の6省庁の他、朝日新聞水戸支局をはじめ茨城新聞社、常陽新聞社など地元メディア関係が名を連ねています。

日本土地家屋調査士会連合会には、初回から「協賛」団体としてご参加、協力を頂いておりますが、その他、つくば銀行、TX(つくばエクスプレス)や地元企業を中心にゼッケン、大会紙面広告など

のご協賛を頂き開催にこぎつけております。

前回から、特別協賛として地図の株式会社ゼンリンが加わり、大会マップの提供などに多大なご尽力を頂きました。

また、その他「特別協力」として、地元のつくば市立吾妻中学校、北条の東中学校(中学生ボランティアの派遣、テントの提供等)の協力や地元商工会によるつくば物産テントやムーンスターによるウォーキンググッズテント(地元の代理店)の出店等が行われ、大変にぎやかなものとなりました。初日はゴール後に筑波大学吹奏楽部による演奏(30分)が、また、2日目の出発式には、牛久かっぱ太鼓・出陣太鼓の勇ましい迫力ある演奏が行われました。その他、国土地理院やJAXA関連施設等の多大なご協力と併せ、地元との繋がりが、より緊密なものとなりました。

### －6月1日(金) せっかくウォーカー

せっかくご参加いただいた遠来のウォーカーに、よりウォーキングを楽しんでいただくために開いたもので、つくばから貸し切りバスを活用し、日本の歩きたくなる道500選の2つのコースにチャレンジしていただきました。

一つは、笠間「芸術の森から笠間稲荷へのみち」(500選No08-03)で、二つ目のコースは、水戸「千波湖から偕楽園へのみち」(500選No08-01)です。

つくば中央公園を午前8時に出発し、夕方の5時過ぎに帰着しました。参加者は、スタッフを含め

42名でした。弁当付きで十分茨城の初夏を楽しんだようです。

### －6月2日(土) 第1日目－

Aコースの30 kmは「筑波山神社・むかし道コース」で、つくば市・北条のつくば窓口センター(旧筑波庁舎・中央会場からバスで移動、スタート会場は保健センターへ変更)をスタートし、筑波山神社を参拝し、山麓の北条の街並みを巡って(後述の20 kmコースと一緒にのルート)一路つくば中心地のつくば中央公園をゴールとするロングコースです。しかし、今回は、前述のとおり竜巻による甚大な被害が発生したため、つくば市等地元の機関と調整の上、被害の大きかった一部のコースについてスタート地点を含め変更を行いました。

Bコースは、つくば市・北条(Aコースに同じ)をスタート・ゴールとする20 kmコースで、古社の筑波山神社、名峰筑波山の山麓を巡るコースです。北条の市街地から筑波山神社に至る「つくば道」は徳川三代将軍家光も参詣したといわれる筑波山信仰の参詣道です。途中には、借景として筑波山を配した真言宗の古寺「普門寺」や奈良朝時代の郡役所であった「平沢官衙跡」などがあり、コース周辺の景観は、大変素晴らしいものです。A、Bコースの参加者からは、一様に「大変素晴らしいコースで良かった。また来たい」の声も頂きました。A、Bコースには、茨城県内、関東近県を中心に全国各地からのウォーカー約431名(昨年320名余、前年比3割増し)が参加し、新緑のつくば道を楽しみ

ました。

また、学園都市の市街地、公園巡りのコースは、それぞれCコース10 km、Dコース7 kmがつくば中央公園スタート、ゴールでさわやかな汗を流しました。参加人員は両コース合わせて217名(昨年とほぼ同数)でした。

開会式はC、Dコースを中心に9時00分からつくば中央公園(メイン会場)で行われました(A、Bコースはバスで筑波山コースへ移動するため先行スタートし、つくば北条での出発式を行った)。大会会長(堀野正勝IWA会長)の主催者代表挨拶に引き続き、市原健一つくば市長並びに岡本秀一茨城土地家屋調査士会会長の挨拶を頂きセレモニーがスタートしました。

開会式には、茨城会からは岡本会長のほか、片平副会長、村上土浦支部長はじめ多数の方にご参加いただきました。この場をお借りし、ご出席、ご協力に感謝いたします。なお、つくば窓口センターでの出発式には、茨城会総務副部長の藤井里美さんにご挨拶をいただきました。

その後、セレモニーは、つくば観光大使(2名参加)の紹介に続き、コース紹介と諸注意、準備体操(ストレッチ)等が行われ、最後に元気な地元つくば市立吾妻中



茨城会岡本会長挨拶



吾妻中学校の生徒による、かわいい“檄”

学校の生徒さん4人による出発の「激」で、各コースへとスタートしていきました。

なお、前述のとおり、10 kmコースには、堀野大会会長の案内で、市原つくば市長も元気に出発して行きました。

### －6月3日(日) 第2日目－

二日目も、前日までの雨模様という天気予報に反し、まずまずの天候となりまずはホッとしました。役員は前日同様、早朝6時20分に集合し、準備に取りかかり、7時30分受付開始、8時10分からのKKML表彰関係のセレモニーに備えました。8時20分には25 kmコースの出発式を行い8時40分スタート、9時から10 kmのコース及び5 kmコースの出発式を行い、9時30分から順次スタートしていきました。

この日は、地元吾妻中学校の女子中学生4名が出発の激を行うとともに、多数の中学生がスタート時に整列し、拍手で参加者を送るなど、大会の雰囲気をも明るく和やかなものへと盛り上げるなど、大いに活躍してくれました。

また、今年は、隣町の牛久市から「牛久かっぱ太鼓」の応援演技が行われ、勇ましい太鼓に送られて、元気良くスタートして行きま

した。

Eコースは、万博記念公園コース(国土地理院、万博記念公園、谷田部市街地、同峰公園を巡る長距離・自由歩行)で25 kmです。Fコースは、万博記念公園コース(国土地理院、万博記念公園、大清水公園を巡る長距離・自由歩行)で20 kmです。今年のE、Fコースは、昨年のアンケート要望を受け、コースの改善を図り、万博記念公園内を十分堪能できるコースへとより充実しました、

Gコースは、研究学園と公園巡りコース(国土地理院、研究学園、大清水公園を巡る中距離・自由歩行)で10 kmです。Hコースは、研究学園と公園巡りコース(かつらぎ公園、大清水公園を歩くショートコースで、親子、ご老人、ペアーゆったり組など・自由歩行)で5 kmです。それぞれ中央公園を順次スタートし、夕方16時までには、全参加者が無事ゴールしました。参加者は、10 km以上の3コース合計で、641名(昨年450名、42%増し)が、5 kmのHコースには家族連れを中心に51名(ほぼ昨年並み)が参加しました。

参加者はケヤキ並木のつくば公園通りの爽やかな緑陰歩道や科学万博を記念して作られた「万博記念公園」を心ゆくまで楽しんだよ



ゴールする参加者

うです。「楽しい大変素晴らしいウオーキング大会でした」「是非、継続して実施して欲しい」「自由にゆっくり観て歩け良かった」など多くの意見が寄せられ、総じて参加者からは「楽しかった」との印象が強かったことが分かりました。

### －「測量の日」記念行事で盛り上がる－

平成元年に6月3日「測量の日」が制定され、以後、全国各地で6月3日前後に、関連イベントが開かれています。つくば市に本院を持つ国土地理院では、毎年6月第一日曜日を軸に、国土地理院の「地図と測量の科学館」を中心に業務紹介と施設公開を6月3日「測量の日」のイベントを行ってきました。

今回も、各種イベントが開かれましたが、本大会でも、この「測量の日」をバックアップし、「測量の日」記念ウオーク/全日本歩測大会(名人・達人戦)を合わせて開催することとしました。先にも述べましたように、一つは、25 km、20 km及び10 kmコースは国土地理院をコース内に含め、必ず「測量と地図の科学館」を見ていただくとか、関連イベント(歩測大会)に参加いただくなどのコース設定を行いました。

さらに、特別コースとしてIコース4 kmの「地図読み方教室」(「測量の日」記念ウオーク・団体歩行)を設けました。このコースは、国土地理院構内や周辺地域にある諸施設や植生などの地図記号を頼りに国土地理院OB2人のユニークな解説を交えながら歩く、2時間程度のファミリーコースです。



参加者は、親子連れを中心に、約35名が参加し、地図記号の起源やいわれ、不思議などを勉強しながら、終始和やかな楽しいウォーキングが行われました。

### 一全日本歩測大会 (名人・達人戦)の開催一

また、本大会のいま一つの目玉として、測量やウォーキングの原点である「歩測」にチャレンジする「全日本歩測大会(名人・達人戦)」を開催いたしました。平成22年度から、この歩測大会は、JWA、伊能忠敬研究会、国土地理院(名誉会長：国土地理院長、審査委員



歩測大会結果発表

長：大内惣之丞伊能ウォーク隊長)が、協議の上、つくば会場(毎年6月)と深川会場(毎年1月予定)の2か所の歩測大会会場に指定したのに伴い、つくば市の国土地理院が全日本歩測大会の会場として継続して開催されることとなったものです。

参加者は、午前・午後の各会合計で、136名が参加し、26名の達人(3コースの誤差が各±2%以下で合格)が出ました。残念ながら、名人(3コースの誤差が各±0.5%以下で合格)は今回も出ませんでした。

### おわりに

第6回大会は、いよいよ念願であった関東甲信越マーチングリーグの指定大会の第1回大会として2日間の大会(ツデーウォーク)を無事開催することができました。本大会は、今後、「いばらき元気ウォークの日及びつくばウ

ォークの日」で、つくばの国土地理院を中心に「測量の日」記念イベントが計画される6月の第1日曜日を軸に継続的に開催することになります。また、来年の第7回つくば国際ウォーキング大会は、JWA指定のオールジャパン大会に加え、関東甲信越マーチングリーグの24番目の指定大会(茨城県では古河の花桃ウォークに次ぐ2番目の大会)として、平成24年6月1日(土)、2日(日)に開催を予定していますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今大会の開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会(茨城会)の関係者の皆様には多大なご支援、ご協力を頂きました。改めて心より御礼を申し上げ、会報への締めとさせていただきます。

(第6回つくば国際ウォーキング  
大会会長)

### 第6回つくば国際ウォーキング大会報告 ウォーキング大会実行委員 茨城土地家屋調査士会 総務副部長 藤井里美

### はじめに

つくば国際ウォーキング大会6回目にして初めて、茨城土地家屋調査士会(以下「茨城会」という。)では、実行委員会の会議から参加し、準備を進めて参りました。その最中の平成24年5月6日、コー

ス内のつくば市北条地区では竜巻により甚大な被害を受けました。実行委員会では、大会で義援金を募ることを決定し、それを受けて、茨城会では本会総会時に災害御見舞い募金を実施しました。

### ウォーキング大会当日

平成24年6月2日(土)、4時起きをして、メイン会場であるつくば中央公園に向かいました。会場では、地元の土浦支部の皆さんが

もう既に会の幟旗の設置をしていて、実行委員やスタッフの皆さんに朝の挨拶をしてから、もう1つの会場である北条地区にある筑波



竜巻被害の瓦礫の山

窓口センターに車で移動しました。会場横には、竜巻被害の瓦礫が文字通り山となっており、衝撃的な光景でした。

窓口センターから出発するのは、30 km、20 km 2つの長距離コースの方々です。ウォーカーの方々が意気揚々と出発して行った丁度20分後、メイン会場では、出発式が始まりました。こちらは、10 km、7 kmの2つのコースの出発地となります。茨城県ウォーキング協会の堀野会長挨拶、つくば市の市原市長挨拶、茨城会の岡本会長挨拶とあり、岡本会長から市原市長へ災害御見舞い募金が手渡されました。

長距離コースの参加者は、もうウォーキングのプロと言っても過言ではないような方々が大半です。全国各地のウォーキング大会に参加され、歩くスピードもハンパではありません。そこに、ウォーキング素人の一般参加者が混じって歩くので、ゴール到達時間が本当にバラバラで、30 kmコースの最初にゴールした方と最後にゴールした方とは3時間以上の差があったようです。なお、茨城会からは、会長、副会長及び常任理事の方々が家族同伴で、中・短距



ゴール直後の茨城会の  
岡本会長(右)と片平副会長(左)

離コースに参加いたしました。

大会初日にはゴールした方々を元気付ける筑波大学吹奏楽団演奏がありました。演奏曲はAKB48の『会いたかった』やアニメ、ワンピースの主題歌等アップテンポの曲が多く、大会を盛り上げ、アンコールも出ました。

6月3日(日)、降水確率80%以上の予想を覆し、時折晴れ間も見えるウォーキング日和となりました。このウォーキング大会、未だかつて雨に降られたことがないそうです。2日目は牛久かつば太鼓による出陣太鼓に景気付けられ、スタートしました。実は、初日の30 kmコースに私の夫が、2日目の10 kmコースに夫と子ども2人と妹が参加しました。恥ずかしながら、2日目の最終ゴール者が、

10 kmコース参加の私の家族という結果で、スタッフ総出のお出迎えとなりました。

さて、スタッフ参加の土浦支部の皆さんの主な仕事は、会場案内と交通誘導の立哨で、強い日差しの中、丸2日間ほとんど動かずの立ちっぱなしという状況で、本当にお疲れ様でした。特に村上支部長は挨拶の場面もあり、支部を挙げてのご協力に感謝申し上げます。

## 終わりに

実行委員会を通して、ウォーキング協会の方々とも仲良くなり、特に三好実行委員長ご夫妻にはお世話になりました。それから、大会終了後のスタッフミーティングに挨拶をする機会を設けていただきました。本当にありがたいことだと思います。皆さんに「来年もまた一緒にやろう!」と言われました。

今回のつくば国際ウォーキング大会は、今回のことを踏まえて、もっともっと、土地家屋調査士会をPRできるよう微力ながら頑張ろうと思います。

以上



長距離コーススタート！



牛久かつば太鼓による出陣太鼓



大会終了後のスタッフミーティング

# 我が会の会員自慢

VOL. 07

## 函館会

## 『我が会の会員自慢』

函館土地家屋調査士会 鈴木 正幸

我が会の会員自慢として函館会が御紹介いたしますのは、平成23年に入会した鈴木正幸会員です。会員数も現在58名と少なく会員の平均年齢も60歳を超える函館会の期待の若手会員です。開業して初めて仕事をした時の感謝の気持ち、人とのつながりの大切さ等、日々の業務の中で忘れがちなことを思い出しました。ベテラン土地家屋調査士の方々には開業した当時のことを思い出しながら読んでいただきたく思います。

函館土地家屋調査士会 広報部長 小田 純一

とある穏やかな日に事務所でコーヒーを飲みながらまったりとしていた昼下がりには一本の電話が鳴った。仕事の依頼の電話かと思いきや意気揚々と電話に出てみたが、相手は函館土地家屋調査士会の大御所の方ですぐにいやな予感がした。今すぐにでも切ってしまいたい衝動を抑え相手が要件を話すのをじっと待っていると、電話の主は滑り出すように話し始めた。連合会会報に載せる「我が会の会員自慢」の原稿を書いてほしいとのこと。やはり電話に出た瞬間に切っておけば良かった。一瞬の判断を誤った自分のふがいなさを実感しつつも、この窮地をどうにか乗り越えるべく頭を働かせて、会員自慢ってこれといって特別なこともできませんし、ただ何となく飯食って寝てるだけの平凡な人間に書けることなんてありませんよと、やんわり断ろうとしたのだが、とにかく何を書いてもいいからよろしくと柔らかい話し方の裏に断らせない気迫に圧倒され、「わかりました」と「頑張ります」と返事してしまった。いや、させられたといっても過言ではないはず。返事を聞いた電話の主は満足げにまた一つ勝利を勝ち取ったと感じられる雰囲気を残しつつ電話が切れた。

電話が切れた後、呆然と受話器を握りしめ少しの敗北感とこれから原稿を書き終えるまでの憂鬱な日々を考えるとその日は仕事する気力など残っているはずもなく、早々に仕事を切り上げ眠りについたのは言うまでもない。

こんな平凡な自分は土地家屋調査士として開業し

て1年たったばかりなのですが、土地家屋調査士の資格を知ったのは独立前に勤めていた測量会社兼土地家屋調査士事務所に入社した平成10年のこと。

この業界は初めての職種だったのだが、今の仕事を天職とまでは思わないが、「資格くらいは取っておかない」と思い平成11年に測量士補を取得し、その後平成13年に土地家屋調査士の試験挑戦を決意した。仕事をしながらの孤独な浪人生のような生活に終わりを告げたのは2年後の夏、13番というナイスな番号をホームページ上で見つけたとき、一人小躍りして喜び、妻から電話でおめでとうと言われ、社長からはうちの事務所から土地家屋調査士合格者を出せたと喜ばれ、実家の両親に報告し土地家屋調査士？何それうまい的なりアクションにがっかりしたのはいい思い出。

土地家屋調査士の資格が有れば後は測量士くらいかと考え測量士は測量士補あればグレードアップできるんだもんねと調べて見ると試験で測量士補を取ると試験でしか測量士になれないんだね。意地悪とかなんとかぶつぶつ文句を言いながら平成17年に測量士取得。もう資格はいいよねいいよねと自分に言い聞かせ試験勉強はおしまいにした。

資格は取ったが今の会社にいる限りは使うことはないし、このご時世に独立開業しても食っていけないし、このままサラリーマンで給料をもらっていただければいいやなんて考えていたのだが突然転機が訪れた。勤めていた会社の社長が急逝してしまい、今の



会社は閉めることになってしまった。ありがたいことに事務所、機材をそのまま借りて恵まれた環境で独立して自営業がスタートしたのが37才の冬。

従業員として働いていたときは与えられた業務をひたすら遂行するために心血を注いできたが、人付き合いは自分に向かないしそんなに必要ないと思っていた。

自営業になってみて思うのがこれといってコネもカネも持っていない自分に仕事を紹介してくれる人のありがたさである。土地家屋調査士の扱う物は土地、建物であるが、その土地、建物には所有者である人がいて、その人のつながりから巡り巡って自分の所までつながっている。考えてみると紹介してくれる人は何の見返りもなく自分に声をかけてくれるってすごくありがたいことだと思う。

ある業界のトップセールスの営業マンは商品売るためにごり押しするタイプの人ではなく、気配りの達人のような人で一見してそんなに契約をとれるタイプに見えないが、お客さんの話をじっくり聞きその人のためになることに体を使い汗を流している。おそらくその営業マンは本心からそうしたくてそうしているのだろう。結果としてお客さんとの信頼が築けて契約に結びついている。さらにそのお客さんの紹介からまた次の契約につながっていくという話を聞いた。

また、別の話でとある人がとある仕事を依頼し見積りをお願いしたのだが、現場も確認しないし打合せもない。最初の概略見積りなのでこんなもんかと

思い、いよいよ正式に依頼したいので細かく打合せしましょうと話をし金額を確定させるべく打合せをしているのだが、この段階になってもカタログの1つも持ってこないで、このくらいの金額はかかると言う。金額が合わないのでこの物のグレードを下げれば安くなりますよねとかこの項目をこちらでやるので金額を下げられますよねと話してもこれだけかかるの一点張り。一体この人は誰の依頼に応えるべく仕事をしようとしているのだろう。依頼主の顔を見ずに自分の利益しか見えていないようなので、お断りして他に依頼したという話を聞いた。

これらの話を聞いて、日々の業務に忙殺され依頼人やそのほかの人たちの顔を見ずに自分の都合で仕事をしてないだろうかと改めて考えさせられた。開業したばかりの自分はこれからの長い人生を土地家屋調査士業を生業としていくためには、何に重点を置いていくかと考えたとき、自分としては人のつながりを大事にしていきたい。原稿の依頼も人のつながりの1つで、速攻で電話を切ってしまっていたらせっかくのチャンスを無駄にしてしまったのかもしれない。書くネタが無くて何を書こうか悩み、睡眠時間も8時間しか眠れない日々が続いても、あと数行で終わると思うとこれはこれでいい経験だったのかもしれない。

今回のこの原稿を通じて改めて自分の経営者としてのスタンスを確認し、初心忘れるべからずの備忘録としてここに記して筆を置きたいと思う。



## 三重会

### 『我が会の会員自慢』

三重県土地家屋調査士会 岡本 暁光

土地家屋調査士歴57年目を迎えた岡本暁光会員。昭和7年生まれ御年80歳。理事、副会長、会長を歴任。その役員歴30年余りを「まあ、私は世話好きなんだなあ」と一言で振り返られる。平成21年春の叙勲において当会初の旭日双光章を受章。聞き手には、三重県で初めて会った土地家屋調査士が当時会長の岡本会員で、ご縁を感じますと恐縮ぎみの当会副会長の川井一浩会員にお願いしました。

三重県土地家屋調査士会 広報厚生部長 上杉 和子

**川井** 生放送ではありませんので、ついうっかりはカットします。いつものように楽しくお願いいたします。

**岡本** 歳もととり、入れ歯になって発音しにくいし、

思ったようにずっと言葉が出てこないんですわ。対談なんて初めてで簡単に引き受けたもんだから、後から考えるとまずいことしたなあと思っています。

**川井** そうおっしゃらずに、三重会の組織や業務の



変遷など、最も精通されている岡本先生に、会の歴史を後世に伝える意味においても、是非にと思ったんです。どうかよろしくお願いいたします。先生の登録は昭和31年2月、その頃の三重会の話から。

**岡本** 登録をすれば仕事ができる。会は任意加入で、存在すらわからなかった。先輩に総会に出るよう言われて「会の何か世話してくれんか」が、会との出会いでしたわ。会長が替わった時「法務局の傍やから、用紙の販売やってくれ」と頼まれて、「ああよろしいよ」と。事務局はまだなくて、私が行政書士会の理事か副会長してた時、行政書士会も新たに事務局の場所を探していて、それなら協力してと2階建の上が行政、下が土地家屋調査士、2～3坪しかなかったところで、事務局長になる人を探して、初めてできたんですわ。

それが手狭になって、昭和41年に司調合同会館を建てた。司法書士は、証紙制度があり資金があったけど土地家屋調査士は会費だけで資金がない。その時、資金集めのために土地家屋調査士も証紙制度を作ったんですわ。

**川井** 昭和51年に三重県が法17条(現・法14条)地図のモデル地区に指定されて、津市の地図作成作業で、17条地図作成対策委員に岡本さんの名前がありましたか？

**岡本** 何でもそうだけど、先頭きって地元の役員が動かないことには、後に続いてきてもらえない。要領がわからんので、前年に富山会に委員全員で行って、やり方を教わって、無事にやり遂げることができました。

**川井** 昭和61年公嘱協会の設立、岡本さんは発起人代表であり、初代の理事長になられたんですよね。

**岡本** やり手がないからやってくれと副会長兼任で引き受けました。誰かがやらないとあかんことだし、まあ会の仕事も今ほど忙しくなかったと思う。役員報酬はなかった。県外へ行くときは旅費日当つけてもらったな。

**川井** 岡本さんは、新たに始まる物事に率先して挑

まれてこられたのですね。新しいもの、時代の変化もいち早く取り入れられてますよね。デジカメもパソコンも普及しない頃から既に持たれてましたね。

**岡本** 機械ものが好きで、珍しがって買ってしまいます。若い時は、真空管のスーパーラジオ組み立てて、声が出た時はうれしかった。パソコンも最初は高いから、箱とマザーボード買って組み立てて、ひねくり倒して人に尋ねて、映った時もうれしかったなあ。

**川井** インターネットもごく身近に？

**岡本** 制度広報などもインターネットを活用して何かできることがあるといいと思う。インターネットラジオのスポンサーがあまりないところと上手に協力して捉まえられたら…。

**川井** お手元のは、アイフォンですか？それは、ご趣味？仕事にも活用されてるんですか？

**岡本** インターネットラジオで音楽やニュースをよく聞いてます。仕事ではパソコンのメールが転送されてくるし、測量に関するアプリも入ってますよ。

**川井** 流石ですね。若手以上に使いこなされていていらっしゃる。すばらしい。最後に30年後の未来の土地家屋調査士会は、どんなふうになっているでしょうね。

**岡本** 個人が住んでいないところの境界の管理などを、土地家屋調査士会が委託を受けて定期的に確認して、委託料を会の収入にしていけたらいいだろうね。境界標にはセンサーを埋め込んでおいて、埋まっても容易に確認できるようにして、地域地域で座標管理してやっていくような。会員の会費負担も楽になるだろう。

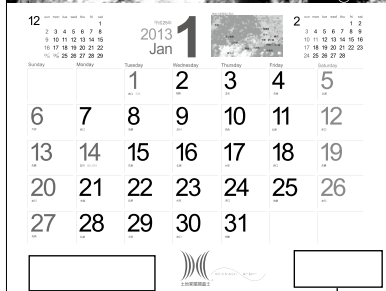
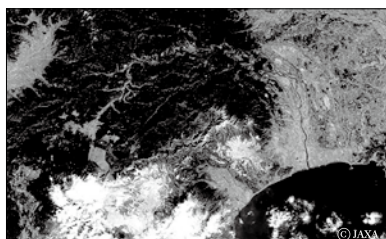
**川井** 本日はありがとうございました。会員と会との関わりは支え合いの精神であり、温故知新の精神のもとに、三重会も今後も変化し続け益々発展していけるよう、岡本先生の今なお自身の更なる発展、可能性を追い求める純粋な姿勢に勇気をいただき、我々も頑張っていきたいと思います。土地家屋調査士制度制定70周年を迎える年には先生は米寿。是非その時にまた対談させていただければ嬉しいです。



お知らせ

# 土地家屋調査士2013年オリジナルカレンダー

## 「たいち」が見た日本の都市と環境



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝ 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・ 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・ 離島は別途。 ・ 消費税含む。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で13回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。

| 価 格     | シンボルマークのみ                  | 調査士会名入り | 調査士会名+個人事務所名入り |
|---------|----------------------------|---------|----------------|
| 1本 472円 | 1本 630円                    | 1本 630円 |                |
| 販売ロット   | 1本から                       | 50本以上   | 50本以上          |
| 申 込 締 切 | 2012年8月31日(金)              |         |                |
| 納 品 予 定 | 2012年11月上旬                 |         |                |
| 仕 様     | H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー |         |                |

お申し込み  
締め切り

2012年  
8月31日(金)

### お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。  
A) 調査士シンボルマークのみ入り  
B) 調査士会名入り  
C) 調査士会名+個人事務所名入り  
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2012年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

| 梱包1箱あたりの料金 |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 右記以外の国内    | 青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形 | 北海道、沖縄 |
| 1,050円     | 1,260円            | 1,575円 |

ご注文は .....

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

### ■ご注文本数

|                           |                                |                                       |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| A) シンボルマークのみ<br>1本 472円 本 | B) 調査士会名入り(50本以上)<br>1本 630円 本 | C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上)<br>1本 630円 本 |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|

※税込

### ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

### ■ネーム

2012年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 肩書 (20字以内)   |           |
| 事務所名 (15字以内) | TEL ( ) - |
| 住所 〒         | FAX ( ) - |
| E-mail       | 調査士会名     |

### ■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL ( ) -

FAX ( ) -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。



第27回

# 写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会の財務部事業(日調連共済会の親睦事業)の一環として、恒例の写真コンクールを開催し、全国34名からお寄せいただいた61点の作品の中から、入賞・入選作品が第69回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



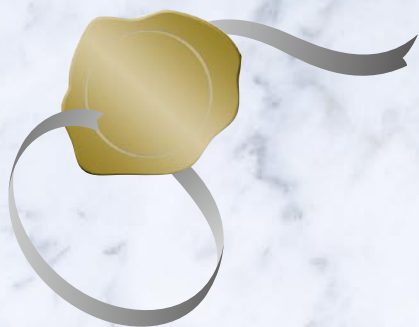
審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。

入賞・入選・佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様もぜひともコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。



本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

〔財務部(日調連共済会)〕



## 連合会長賞

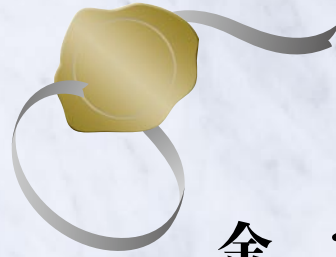


### 「送り盆」

石沢 直行(静岡会)

お盆の間一緒に過ごした祖先の精霊送りの仕度にお寺に来たのでしょう。油蝉がジィジィと鳴く午後のひとときを、寺の門をくぐる女性の後ろ姿で上手に表現をしました。日常の暮らしの断片を撮影して感情表現をすることは、易いようで難しいものですが、送り盆に気持ちをこめてスナップした視点が、とても優れた作品をつくりあげました。





## 金 賞 「しぶき氷」

山田 秀春(青森会)

厳冬の十和田湖畔の夜半に、吹き荒れた波しぶきが繰り返し重なって出来上がったのでしょうか。見事な氷の芸術がつくられています。湖畔の水際にカメラを据え、広角レンズでシャープな画像を構成し、見事な景観をつくりあげた技量はプロ写真家並みの技術です。



## 銀 賞「氷瀑に挑む」

立原 英二(茨城会)

日本の三大氷瀑のひとつ、袋田の滝のアイスクライミングです。補助のロープもなく両手に持ったアイスハンマーだけで登攀するスリリングな様子を、対岸からしっかりと捉えています。更に奥の氷瀑をも入れ、厳冬の氷瀑を幻想的な光景として表現しました。



## 銀 賞「始発列車」

田崎 実(福岡会)

日田彦山線は、北九州の小倉と大分の日田間を走る100年もの歴史を持つ鉄道です。美しい小野を走るのも、鉄道ファンには人気のある路線です。桜満開のローカル駅の一歩列車に乗る女子生徒をホームに配し、素晴らしいアングルで春爛漫の光景を活写しました。





## 銅 賞「水温む」

椎名 弘(神奈川会)

横浜の高速道路下の河川は、遊覧船が走るでもなく忘れ去られたような存在ですが、河川を管理する人達によって、流れ来るゴミから景観も守られているのですね。網で一つずつ掬ってゆく地味な仕事を、しっかりとした視線で記録しました。



## 銅 賞「東京スカイツリー」

古口 譲一(栃木会)

スカイツリーは、オープン以来相変らずの人気観光地として賑わっていますが、スカイツリーは真下から撮っても中々上手には撮れません。この写真、街中に置いてあるカーブミラーを上手に使って、タワーの威容を上手に捉えました。これで桜が咲いていれば満点です。

## 銅 賞「足音」

濱田 眞行(三重会)

高野山は、弘法大師が入定した真言宗の聖地です。奥の院に向かって長い坂道をゆく若い僧侶たちはこれから修行に向かうのでしょうか。低いカメラアングルで参道をゆく僧の行列を上手に撮影しました。歴史ある高野山の雰囲気がよくでています。



### 入選

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 池澤 均  | 埼玉会 | 「雨の峠越え」 |
| 袴田 安子 | 静岡会 | 「大井川鐵道」 |
| 太田 正人 | 長野会 | 「喜びの日」  |
| 松田 邦利 | 山口会 | 「滝の音」   |
| 甲斐 武徳 | 福岡会 | 「石の街」   |
| 伝農 一夫 | 秋田会 | 「花火見物」  |
| 山本 隆博 | 香川会 | 「めざめ」   |
| 小川 龍明 | 高知会 | 「陽春」    |

### 佳作

|       |     |           |
|-------|-----|-----------|
| 吉田 英男 | 奈良会 | 「午後のひととき」 |
| 大野 妙嗣 | 奈良会 | 「僕は、ヒーロー」 |
| 松田眞知子 | 山口会 | 「はつまご」    |
| 寺崎 修一 | 佐賀会 | 「夜景」      |
| 柏屋 敏秋 | 山形会 | 「一緒に夢の旅」  |

### 総 評

今年は昨年を大幅に上回る多くの作品が応募され、内容も変化に富んだ優れた作品を見ることができました。近頃はフィルムカメラの衰退と、デジタルカメラの小型軽量機が高性能化し、携帯にも便利になったこともあります。新しい写真のブームが到来してきました。撮影した画像をその場ですぐ確認でき、失敗も殆んどないのですから写真を楽しむ方が多くなるのは当然だと思います。コンクールに入賞した作品は会報の表紙として掲載されることもありますので、来年度に向けて更に一層の努力を期待しております。

# ち ょ う さ し 俳 壇

第327回



破袋

水上陽三

破袋して桃に日焼を強要せり  
日傘さしゴルフせる日をつかしむ  
楊桃や抓んでみると内なる声  
夕端居侍りし犬の背な寂し  
夏風の鬼はアスペルギルスかも

雑詠

水上陽三選

岐阜

堀越貞有

釣談義やがて軒に鮎の宿  
鋸も鉋も電動三尺寝  
耳だけが起きてゐるよな昼寝かな  
浅草や男ばかりで泥鰌鍋  
梅雨寒や書棚の奥に広辞苑

東京

黒沢利久

東京に住みし月日ぞ夏櫛  
梅雨月夜近くて遠き飲み屋の灯  
折鶴の飛び翔ちさうな梅雨晴間  
七変化いま混乱のまつりごと  
鶴を折る妻の手の節夏月夜

茨城

島田

操

父の日に届く帽子とスニーカー  
役職の重荷下ろして夕端居  
暮れなずむ縁の端居や遠太鼓  
杖を引く妻伴ひて蛭見に  
清しさは水の精とも花睡蓮

埼玉

井上晃一

白南風やカーテン揺るるビルの窓  
紫陽花の息吹き返す今朝の雨  
溜池に蛇の長衣懸けてあり  
来客に新茶の香漂はす  
雷鳴に釣りの子竿を畳みけり

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

釣談義やがて軒に鮎の宿

鮎解禁を明日に控えた鮎宿の光景である。鮎釣りをしない私だが仲間同志の雑魚寝となれば鮎宿でなくてもこのような状態になろう。寝ながらの会話は当然鮎釣りの自慢話であるうが、眠気を催すにしたがつて話もしどころもどろとなり何時しか軒をかつて寝入ってしまうのである。時間的推移がそこに居合わせているようにわかり、自らの共通体験を思い起こさせるのである。

東京に住みし月日ぞ夏櫛

黒沢利久

作者の郷里は福島県。幾歳のころからか知らないが若き日志を抱いて上京して来た作者が、現住地に落ち着くまで様々な苦労を重ねてきたのであろう。その歳月を懐かしく振り返りながら、旺に茂る櫛の木を仰ぎ見るのである。その櫛も自分と同じころに植えられた櫛で風雨に絶え寒さに耐えな

から齡を重ねてきたことに思いを馳せているのである。

島田

操

父の日に届く帽子とスニーカー

父の日は六月第三日曜日、子供から送られてきたのは、散歩用にと帽子とスニーカーだというのである。近頃健康維持のため歩くことの重要さが喧伝されるとともに、年寄りの散歩が非常に多い。かくいう私も毎日一万歩ほどの散策を励行している。私にとつてはその散策が詩囊を肥やす場所ともなっている。同時発表の句に、役職の重荷も下ろされたということであり、その役職が、町会のことであれ身軽になった体で精々散歩されたい。

井上晃一

来客に新茶の香漂はす

事務所を訪れた客であろうか。まあ一杯と新茶のもてなしをしたのである。作者の事務所は埼玉県、新茶はおそらく狭山茶であろう。馥郁たる新茶の香りがめでたい。



# 東日本大震災の 特別セッションも開催

## 世界測量者連盟(FIG)ワーキングウィーク・2012報告

日本では春の連休最終日の5月5日から10日まで、イタリアの首都ローマの旧市街近くの小高い丘の上にある Rome Cavalieri Hotel において世界測量者連盟(FIG・本部デンマーク)の年次研究大会である『Working Week 2012』が、世界95か国、約1400名が参加して開催されました。

世界各国の測量や地籍管理等に関係する政府機関や研究者・実務家が一堂に会してこの分野の現状と課題・展望などを報告し、議論する場でもある世界測量者連盟の総会・研究大会は世界各地を会場に毎年開催されています。

FIGの日本加盟団体である日本測量者連盟(JFS)の構成団体である日調連は、国際的な視点から制度への対応を考える意義が大であるとして、10年ほど前から毎年開催されるFIGの総会・研究大会に役員や会員を派遣し、特に地籍に関する分野における国際的な人脈を構築するとともに、この分野の新しい動きを会務に反映させることとしています。

前回大会は、昨年5月にモロッコ国・マラケシュで開催されましたが、日調連は東日本大震災の被災対応で忙殺されていたこと及び当時は開催国であるモロッコの政情不安による治安問題等の為参加を見送った経緯があります。

本年は日調連からの派遣者として、竹内会長の命を受け、これまでも個人として、又は会務としての参加経験のある南城正剛氏(宮城県土地家屋調査士

会会員)と私・松岡直武(日調連・名誉会長)の2名が Technical Program に出席しましたのでその概要を報告します。

大会では例年200～300本を超える研究発表が行われ、参加者は世界各国が取り組んでいる測量関連施策や最新の研究に触れることとなりますが、参加者の多くは国家機関(測量や地籍関連部門が多い)の幹部職員や研究者・実務家団体からの派遣者です。



レセプションではオーケストラの生演奏で開幕



メインシンポジウム



会場のホテルからはローマ旧市街が一望



近年の研究発表の傾向は測地測量そのものについて技術的あるいは機器の高度化に関する報告も勿論多数ありますが、どちらかといえば、地理空間情報やリモートセンシング分野の飛躍的發展を背景に、測量の成果、わけても地籍測量の成果の多目的活用や地籍管理が主要な報告を占めているように感じられます。

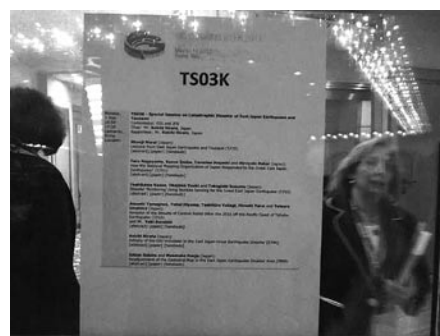
会場ではFIGの前会長である Enemark 氏ほかの FIG 重鎮諸氏が共同執筆した 500 ページにも及ぶ大著 Land Administration for Sustainable Development ～持続可能な発展の為の土地管理～のサイン会が著者が出席して会場で開かれていたのもその一端のように感じました。

ところで、今年のローマ大会は日本からの参加者にとって、極めて重要な大会となりました。世界の一大関心事となった原子力発電所の被災と放射能汚染の問題を含め、世界が注目している『東日本大震災』による地殻変動や津波災害について特別セッションが設けられ、世界からの参加者に現状や課題を報告する時間が設けられていたからです。

FIG 世界大会においては、これまでこのような企画はなく、日本からの参加者の報告も少なかったのですが、今年の研究大会には国土交通省・国土地理院からも 2 名の専門家が参加され、大震災に際して政府機関として実施している、地理・空間情報分野における被災地域の調査・解析・情報発信等に関する対応や、国家基準点の改測・成果の改訂をはじめ、地殻変動等に関する国としての対応・取組み・研究報告をされました。



特別セッションでの南城報告



東日本大震災 特別セッションの案内板

日調連からの報告者として登壇した南城正剛氏は、日調連の関根一三・副会長との共同研究の報告者として「東日本大震災と地籍～地殻変動に伴う境界移動への対応と課題」と題して、プロジェクターを使用して地殻変動や津波災害が不動産登記の現場に与えた影響、特に土地の境界の移動に関する問題を現場写真等を交えて詳細に報告しました。

セッションの冒頭、村井会長が報告したテーマでは、津波被災の瞬間の動画が映し出されると会場からはため息が漏れるほどでした。

日本側報告者のいずれの報告に対しても、各国から参加したセッション出席者から多くの質問が出されました。

南城報告に対しても旧日本測地系、測地成果 2000、測地成果 2011、任意座標による基準点の使用等々、様々な基準点を使用した測量の成果として現存する地籍図をどのように修正していくのか、地表面の移動と筆界の移動についての考え方、結果として権利の及ぶ範囲と違うことになるのか、それとも筆界の移動と共にそれら権利の及ぶ範囲も動くことになるのかなど、多くの視点から質問が出されました。

また極めて異例のことですが、FIG の 2011 ～ 2014 年度会長である Chee Hai Teo 氏(マレーシア測量者協会所属)がセッションに終始参加され、終了後、特に発言を求められて、特別セッションにおける報告のお礼と、東日本大震災において日本の測量関係者が多大の貢献をされたことに感謝の意を表されました。

数日間の期間中、一度に数か所で同時に開催される研究報告会場での内容の豊富さや傾向への興味もさることながら、ランチタイムやレセプションの場を利用して参加各国の方々と情報交換する機会を何度か得ました。大震災特別セッション開催のこともあってか東日本大震災と津波被災に関心が深いこと、皆さんが明日は我が身の如く感じておられる方も少なくないことが窺えました。

また、国によっては地籍の異動に関する測量・調査・管理等について国家機関とその職員が自ら行うとしているシステムを採用しているところが多く、民間の専門家である土地家屋調査士が国家の重要な施策の一つである地籍・境界問題・不動産登記に多面的に関与することについても関心が高いと感じました。

最後に南城・松岡両名を日調連代表としてFIG大会に派遣いただいた日本土地家屋調査士会連合会竹内会長・関根副会長はじめ担当役員各位、事務手続等にご尽力いただいた連合会事務局の皆さんにお礼申し上げます。

また、FIGの日本加盟団体として大会登録、特別セッション運営にあたられた日本測量者連盟(JFS)村井俊治会長、西修二郎様ほかの皆さん及び日本からの報告者・出席者各位に謝意を表し、概要報告とさせていただきます。

松岡 直武(日調連名誉会長) 記



左から西・平田・松岡・南城・山際の各氏

## FIGローマ大会 特別セッション報告者・参加者

### 【特別セッションのテーマ】

東日本における壊滅的な大災害 ～震災と津波～

### 【報告者・参加者】

村井 俊治 日本測量者連盟会長 東京大学名誉教授  
演題 東日本大震災と津波の教訓

永山 透 国土地理院・北海道地方測量部長(震災時は担当責任者)  
演題 東日本大震災における国土地理院の対応

山際 敦史 国土地理院・測地部 測地技術調整官  
演題 国家基準点の震災復旧と成果の改訂

平田 更一 日本測量者連盟・特別セッションコーディネーター  
演題 GISのボランティア活動

吉川 和男 株式会社パスコ 技術士・地理空間情報総括監理技術者  
演題 リモートセンシングによる東日本大震災モニタリング

南城 正剛・松岡 直武 日本土地家屋調査士会連合会  
演題 東日本大震災と地籍～地殻変動に伴う境界移動への対応と課題

西 修二郎 日本測量協会常任参与(FIG・JFS担当役員)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

|             |      |       |     |      |       |
|-------------|------|-------|-----|------|-------|
| 平成24年6月 1日付 |      |       |     |      |       |
| 東京          | 7735 | 原田盛比古 | 東京  | 7736 | 三好 晃裕 |
| 東京          | 7737 | 腰越 正之 | 東京  | 7738 | 三宅 浩太 |
| 東京          | 7739 | 丸山宗一郎 | 埼玉  | 2511 | 蓮見 収栄 |
| 千葉          | 2111 | 片野 友和 | 茨城  | 1420 | 黒沢 善恒 |
| 茨城          | 1421 | 柳田 直樹 | 茨城  | 1422 | 大森 聡  |
| 大阪          | 3161 | 中山 隆  | 大阪  | 3162 | 木下 誠  |
| 京都          | 846  | 本田 安男 | 兵庫  | 2402 | 竹内 尚  |
| 滋賀          | 426  | 中村 洋三 | 三重  | 872  | 小松 哲也 |
| 岐阜          | 1239 | 伊串 康晴 | 福岡  | 2206 | 西村 裕伸 |
| 福岡          | 2207 | 池田 俊幸 | 長崎  | 773  | 石橋 孝作 |
| 宮城          | 1003 | 田中 正平 | 岩手  | 1136 | 松木 英樹 |
| 平成24年6月11日付 |      |       |     |      |       |
| 千葉          | 2112 | 田中 進  | 三重  | 873  | 吉田 穰次 |
| 青森          | 757  | 藤嶋 雅章 |     |      |       |
| 平成24年6月20日付 |      |       |     |      |       |
| 東京          | 7740 | 輿水 城治 | 東京  | 7741 | 関 正充  |
| 東京          | 7742 | 山口 雅史 | 東京  | 7743 | 内田 正美 |
| 東京          | 7744 | 辻 省吾  | 神奈川 | 2933 | 加藤 弘範 |
| 神奈川         | 2934 | 鈴木 一正 | 奈良  | 423  | 寺田 政好 |
| 福井          | 431  | 倉田 英樹 | 宮城  | 1004 | 鎌田 正巳 |

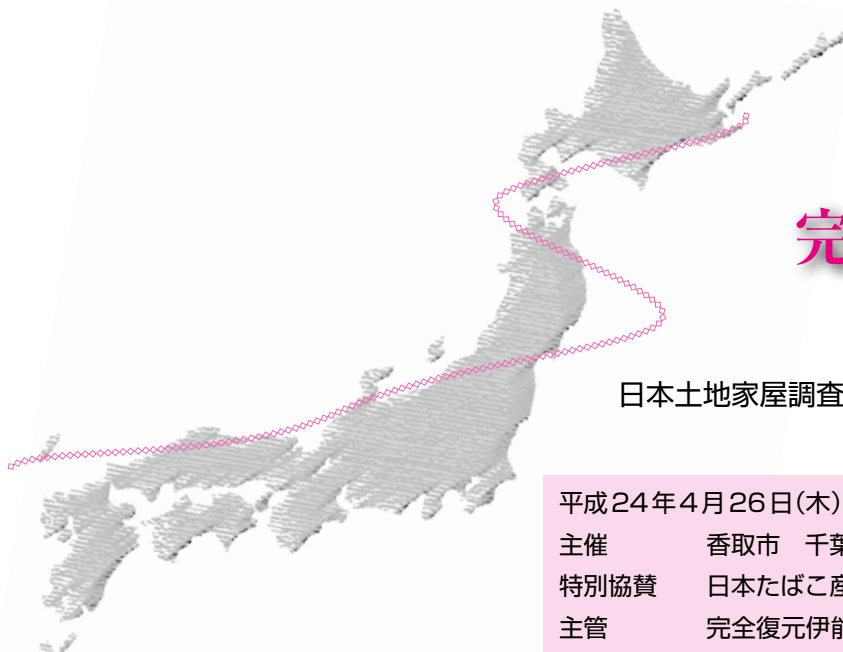
## 登録取消し者は次のとおりです。

|                |     |      |     |    |
|----------------|-----|------|-----|----|
| 平成24年3月26日付    | 神奈川 | 1640 | 神山  | 信夫 |
| 平成24年3月28日付    | 沖縄  | 171  | 奥里  | 博茂 |
| 平成24年4月 9日付    | 福島  | 997  | 高橋  | 茂  |
| 平成24年4月26日付    | 函館  | 194  | 弦巻  | 英昭 |
| 平成24年5月 2日付    | 東京  | 4840 | 小原  | 由男 |
| 平成24年5月 3日付    | 福岡  | 1765 | 馬場  | 直司 |
| 平成24年5月10日付    | 神奈川 | 1649 | 山岸  | 嗣義 |
| 平成24年5月16日付    | 山口  | 564  | 久保田 | 茂則 |
| 平成24年5月22日付    |     |      |     |    |
| 東京 295 小菅 茂    | 神奈川 | 824  | 青木  | 正男 |
| 平成24年5月23日付    | 神奈川 | 2003 | 船橋  | 一夫 |
| 平成24年6月 1日付    |     |      |     |    |
| 東京 4458 笠井 信吾  | 東京  | 6496 | 浅沼  | 譲司 |
| 埼玉 1358 図師 義一  | 埼玉  | 2078 | 渡辺  | 武  |
| 千葉 1406 菅井 茂   | 茨城  | 1090 | 柳町  | 邦明 |
| 愛知 2761 瀬戸 新一  | 福岡  | 2160 | 駿河  | 克宏 |
| 大分 588 今井 昭    | 鹿児島 | 922  | 外内  | 大道 |
| 平成24年6月11日付    |     |      |     |    |
| 神奈川 1637 蜂谷 侑士 | 神奈川 | 2167 | 西川  | 勉  |
| 兵庫 1866 中塚 龍   | 鳥取  | 399  | 吉田  | 清昭 |
| 鹿児島 418 永田慶四郎  | 山形  | 760  | 児玉  | 大八 |
| 秋田 842 大畑 隆    | 札幌  | 479  | 高橋  | 良三 |
| 札幌 892 白石志津子   | 旭川  | 197  | 山岡  | 信彦 |
| 平成24年6月20日付    |     |      |     |    |
| 東京 7704 本間 信一  | 神奈川 | 2538 | 伊藤  | 和義 |
| 千葉 1007 村田 健司  | 長野  | 2294 | 酒井  | 和美 |
| 新潟 977 増子 直幸   | 広島  | 1185 | 佐谷  | 征三 |

## ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

|               |    |      |    |    |
|---------------|----|------|----|----|
| 平成24年6月 1日付   | 鳥取 | 439  | 花岡 | 真  |
| 平成24年6月11日付   |    |      |    |    |
| 東京 7470 小林 悟  | 富山 | 479  | 木田 | 昌和 |
| 平成24年6月20日付   |    |      |    |    |
| 東京 7480 高島 紀男 | 東京 | 7578 | 遠山 | 重信 |
| 香川 680 大川 浩二  |    |      |    |    |





# 完全復元伊能大図展 (千葉)

日本土地家屋調査士会連合会 広報部次長 岩淵 正知

平成24年4月26日(木)～5月2日(水)

主催 香取市 千葉日報社

特別協賛 日本たばこ産業株式会社千葉支店

主管 完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会【伊能忠敬研究会・(社)日本ウオーキング協会・(社)日本測量協会・(社)全国測量設計業協会連合会・日本土地家屋調査士会連合会・(財)日本地図センター・(財)日本測量調査技術協会・日本私立大学協会】

後援 国土交通省、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省、経済産業省、千葉県、千葉県教育委員会、香取市教育委員会、千葉テレビ放送(株)

協賛・協力 NPO法人千葉県ウオーキング協会、(社)千葉県測量設計業協会、千葉県土地家屋調査士会

「香取市復興特別企画 完全復元伊能大図展」が、伊能忠敬が江戸に出るまでの半生を過ごした香取市で開催されているとのことで訪れてみました。

ゴールデンウィークの初日の平成24年4月28日(土)に、土地家屋調査士会館のある水道橋から千葉、佐倉、成田を経て香取市の香取市民体育館へと向かいました。

千葉駅で各駅停車の電車へ乗り換え、成田を過ぎたあたりからは田植えが終わったばかりの牧歌的な中を走り、2時間ほどでJR成田線佐原駅に着きました。

ゴールデンウィークに合わせて、香取市が主催者となった「伊能忠敬まつり」の最中であり、「完全復元伊能大図展」のほか「伊能忠敬記念館での資料の展示説明」「映画・伊能忠敬一子午線の夢」「佐原五月人形めぐり」「小江戸佐原の骨董市」「香取市東日本大震災の記録パネル展」などが開催されていることが、佐原駅で紹介されていました。

目的の「伊能図展」の会場である体育館は、駅のすぐ北側の佐原コミュニティセンターの敷地にありました。

会場受付で、主催者の千葉日報社業務局の鎗田局長と広告局営業部の鈴木様にご挨拶したあと、伊

能図全国巡回フロア展中央実行委員会の本谷副会長のご案内で展示会を拝見させていただきました。

アメリカ議会図書館や国立国会図書館など8か所から255枚を集めた大図と8枚の図面の中図、それに3枚の図面からなる小図の3種類の日本の図面がプレートとなって復元されており、体育館の床、全面に敷かれております。

会場を訪れた方々は、展示して

ある図面を体育館の2階から鳥瞰し、その大きさに圧倒されておりました。次に1階で地図の上を歩きながら記載されている詳細な内容を見て、また、これに感心することになります。国や郡の境界線、宿場の名前のほかに神社、お寺、陣屋、緯度の測定地などが描いています。

展示されているのが千葉県香取市でありますので、ご当地そばの霞ヶ浦や江戸の付近を大勢の方々



が熱心に見ていらっしゃいました。私は、やはり地元の松島、牡鹿半島付近から、リアス式の三陸海岸がていねいに描かれていることに見入りました。

日本全体を見るには、小図や中図が便利だと思い、図面には大縮尺と小縮尺が必要でそれぞれが役割を持っているものだと感心いたしました。

一回りしたあと二階席に座って大図を眺めながら、私費で始まった測量も途中から幕府に登用され、納品と検査はどうしたのだろうと、変な土地家屋調査士の性か頭をもたげてまいりました。

小図と中図は広げて全体が見られますが、大図はどのようにしたのだろうか。この大きさを広げられるようなお城の大広間はあったのだろうか。一部分を広げて説明を受けたとして、それを初めて見た人は、どのように受けとったのであろうか。などと別な方向へその思いをめぐらしてしまいました。

フロアの伊能図のほかに、いろいろな地図などの資料が展示されており、来場者はそれぞれに見学をしておられました。

会場の出口付近では、千葉県の測量協会と土地家屋調査士会とに

よる地籍調査事業の啓発のコーナーが設営されて、促進陳情のための署名活動を行っておりましたので、署名をさせていただいて、会場を出ました。

展示会会場で、ここから歩いて20分ほどのところに、伊能忠敬記念館と200年前に忠敬の夢をはぐくんだ伊能忠敬旧宅があると教えていただき、そちらへ向かうことにしました。

佐原は、江戸時代から昭和の初期まで、江戸(東京)と全国各地を利根川で経由する物流の中継港として栄えたとのことであり、利根川の支流の小野川の両側に蔵造りの屋敷が並び、その一角に伊能忠敬記念館がありました。

記念館では、伊能図のほか伊能忠敬の年譜や全国測量の工程などが展示されておりました。

17歳で伊能家へ婿養子となり、家業の酒造業で伊能家を繁栄させて、50歳で江戸へ出るまで佐原の名主と村方後見を務め上げたこと、34歳で松島へ、48歳の時には伊勢神宮へ旅をし、そのころには、天文学と暦学に興味を持っていたことなどが紹介されておりました。

私は、伊能忠敬が、全国の地図を作るという目的のほかに、初め

の東北・北海道の測量は個人的な興味として、また天文学を学ぶものとしては、地球の大きさが知りたく、そのためには正確な子午線の長さの計測が必要だったこと。

また、後半の西の方面の測量は、各地の測量のほかに日食の観測を行って太陽と地球の大きさや経度の長さを知ろうとしたが、当時は正確な時計がなかったので、その測定に限界があったこと。などが紹介されており、そちらのほうにも興味を覚えました。

伊能忠敬の旧宅が記念館と柳並木の小野川を挟んだ向かい側にあり、そちらにも行ったところ、東日本大震災の被害を受けておりました。震災前は、家の中を見学することができたとのことですが、危険なために外観のみの公開になっておりました。復旧して、再度公開ができるようになることを祈念しながら、佐原を後にいたしました。

最後になりましたが、主催されました香取市と千葉日報社様、また千葉日報社業務局の鎗田局長と広告局営業部の鈴木様、伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会の木谷副会長はじめ、ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。



# 会 長 レ ポ ー ト

## R E P O R T

6月16日  
～7月15日

### 6月15日～16日

#### 中国ブロック協議会「第55回総会」

ブロック総会が盛会裏に終了したことの報告を受け、その後行われた式典において、谷口広島法務局民事行政部部長が吉崎広島法務局長の代理として、10名の方々に広島法務局長表彰状の授与が執り行われた。受賞された方々には今後ともご活躍をご期待申し上げます。

翌日、七戸克彦九州大学大学院法学研究員教授による「土地家屋調査士の現状と未来戦略」と題して2時間に亘りご講演を頂き拝聴した。土地家屋調査士に対する熱い思いの中での講演内容であり、今後の土地家屋調査士制度構築に際して参考となりました。有難うございました。

### 17日～18日

#### 第2回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席

＜審議事項＞

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との契約について  
原案どおり承認された。

＜協議事項＞

- 1 平成23年度に実施した「研修に対する調査」とりまとめの公開について
  - 2 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
  - 3 第69回定時総会の対応等について
- その他、連合会総会に提出されていた質問、要望等について打合せを行う。

### 19日

#### 平成24年度臨時理事会

会長、各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

＜審議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)について  
原案どおり承認された。

### 19日～20日

#### 第69回定時総会

会長、各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

第1号議案 (イ) 平成23年度一般会計収入支出  
決算報告承認の件

(ロ) 平成23年度特別会計収入支出  
決算報告承認の件

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の  
一部改正(案)審議の件

第3号議案 連合会会館(シティ音羽)の処分(案)  
審議の件

第4号議案 平成24年度事業計画(案)審議の件

第5号議案 (イ) 平成24年度一般会計収入支出  
予算(案)審議の件

(ロ) 平成24年度特別会計収入支出  
予算(案)審議の件

執行部提案がすべて原案どおり承認されました。構成員のご意見、ご要望に対して執行部は真摯に受け止め、承認された計画について今年度事業を行ってまいります。お疲れ様でした。

### 28日

#### 日本司法書士会連合会「司法書士制度140周年記念 祝賀会 東日本大震災被災者支援トーク&ライブ」

竹谷専務理事同席

歌手の谷村新司氏によるトーク&ライブでした。

### 29日

#### 日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会 平成24年度定時総会

林副会長同席

総会は盛会裏に終了した旨の報告を受けるとともに、式典において連合会報No. 663掲載の自由研究第29回全国小・中学生作品コンクールの生活科部門で文部科学大臣奨励賞を授賞された、本吉凜菜さんの「じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ」と題しての自由研究に対し



て、日本土地家屋調査士会連合会から感謝の意をこめて賞状をお送りしました。また、富山地方法務局長からも感謝状が送られました。中部ブロック協議会では今後、作品を絵本にする計画があるそうです。凜菜さんありがとう。

## 7月1日

### 小宮山洋子議員「2012『小宮山洋子と元気な日本を創る会』第3回『政治セミナー』」

厚生労働省として取組みを行っていた社会保障給付の推移と子ども・子育て関連法案についての報告と、政治情勢について報告を拝聴した。

## 6日

### 北海道ブロック協議会 平成24年度定時総会 関根副会長同席

総会が盛会裏に終了された報告を受けるとともに式典において札幌法務局長表彰の授与が行われました。受賞者の皆様には心からお慶びを申し上げます。また東北ブロック協議会の菅原会長から、北海道ブロック協議会に対して支援されたことへのお礼が述べられた。

講演ということで40分程これからの土地家屋調査士像について私なりの考えをお話しました。

## 8日

### 日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会「第58回定例総会」

林副会長同席

関東ブロック協議会の総会は、始めに式典を行ったその後に総会を開催することが恒例となっております。式典には、菅谷静岡地方法務局長、清水焼津市長をはじめ各ブロック協議会会長ほか、多くの方々の参集により盛大に開催されました。海野関東ブロック協議会会長はじめ執行部の皆さんご苦勞様でした。

## 11日

### 第5回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

＜協議事項＞

- 1 平成24年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

## 11日～12日

### 第3回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席

＜審議事項＞

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 不動産登記に係る土地家屋調査士業務開拓に関するPTの設置及び制度対策本部員の追加選任について
- 4 各種委員会委員等の選任について
- 5 1号講師団名簿について
- 6 研修に関する調査の公開、各会への周知について

原案どおり承認された。

＜協議事項＞

- 1 各部等における平成24年度事業の具体的な執行計画について
- 2 コンプライアンス・プログラム改訂方針について
- 3 第8回土地家屋調査士特別研修の実施方について
- 4 土地家屋調査士特別研修受講促進パンフレットについて
- 5 eラーニングの各ブロックからのコンテンツ提供について
- 6 全国一斉表示登記無料相談会について
- 7 調測要領委員会の活動について
- 8 平成25年1月の賀詞交歓会、第4回理事会、平成24年度第2回全国会長会議及び同第2回全国ブロック協議会会長同の開催日変更について
- 9 事業共同組合による土地家屋調査士業務の受託に関する調査について
- 10 支給済み日額手当の精算について
- 11 第69回定時総会における各会会長及び代議員の旅費の差異への対応について
- 12 第2回全国会長会議と第8回国際地籍シンポジウムの日程について

## 12日～13日

### 東北ブロック協議会「第57回定時総会」

関根副会長同席

東北ブロック協議会第57回定時総会が、菅原ブロック協議会会長のもと開催されたことの報告を受けるとともに、その後行われた式典において、浅井琢児仙台北法務局長から多くの方々が局長表彰を受けられました。受賞者の皆様には心からお慶びを申し上げます。

翌日に、基調講演ということで「これからのあるべき土地家屋調査士」と題して講演を行った。講演後の意見交換の中で貴重なご意見を伺うことができ、今後の執行に対して参考としていきたい。有難うございました。

## 13日～14日

平成24年度土地家屋調査士会四国ブロック協議会 定時総会  
岡田副会長同席  
四国ブロック協議会平成24年度定時総会が、山

本達夫四国ブロック協議会会長のもと、徳島で行なわれ終了したことの報告を受ける。当日は東北ブロック協議会総会後の講演をした後、徳島に入ることとなったため、式典には参加ができなかったことは残念でした。翌日の講演では、「専門職が気をつけなければいけないクレーマーとその対応」と題して、弁護士の横山雅文先生による、われわれ土地家屋調査士にとって苦手とするクレーマーに対処する術を、丁寧にご説明いただき参考となりました。各会においてもこのような勉強会が開催されることを切に望むものです。

# NETWORK 50

ネットワーク50

## 山口会

### 「中国ブロック新人研修に参加して」

防府支部 前田 祐史



『会報やまぐち』第110号

3月2日から3月4日にかけて広島県土地家屋調査士会にて開催された中国ブロック新人研修会へ参加させて頂きました。

三日間の日程でしたが、参加者24名全員男性で年齢30から60代で平均年齢51歳でした。

新人研修ではありますが元登記官の方もおられ他の業種の新人研修と比べたら、かなり経験や業歴に差があるのではないかと思います。

初日は、土地家屋調査士としての業務や倫理について講義があり、オンライン申請について1時間(本当は4時間くらい必要かも・・)でしたが法務局担当官から説明がありました。

しかし完全オンラインは調査士の業務では無理と言うことを感じまし

た。講義が全て終わり、夜に懇親会が広島会の進行により開催されました。6人ずつのテーブル席で研修会担当の先生方が数名各テーブルに配置されてました。私の隣席の方と話をしていましたら元登記官の方であることが分かり大変恐縮しました。懇親会最後に広島会恒例! ?の一本締めがあり和やかなムードで初日を終わることが出来ました。

二日目は、天気にも恵まれ外業実習として三脚の据え付け、最新TS S6による対回観測、GPSによる街区基準点をVRS観測しました。

日頃からGPS観測には興味津々であったため、あっという間に実習が終わりました。午後からは報酬の積算が各テーブル5人ずつに分かれ

てありましたが内訳明細書を分筆、建物表題、地目変更に分けて作成しました。若干高額になったため実務においては地域により調整が必要だと思いました。二日目も無事に終わり、夜は山口、広島、島根のメンバーで広島の歓楽街に街区基準点の調査! ?を兼ねて食事に出かけました。片道一キロ弱のウォーキングになったので運動不足は解消されました。

三日目は、朝から天気が悪く小雨が降ってました。朝から弁護士による民事責任について約三時間講義がありました。調査士は不動産の表示に関わるので、あらゆることを想定して事故やクレームが起きないように慎重に業務に取り組まないといけないことを学びました。最後に修了証書の授与式があり有意義な研修会が終了しました。

このたびの研修では広島会の担当の先生方の熱い指導に深く感謝いたします。また同じ新人の方と知り合うことができ、この研修会がなければ孤軍奮闘で大変だったと思います。

調査士を取り巻く環境は厳しいですが、常に品位の保持に努め、正確でスムーズな対応が出来るように努力したいと思います。

6月

17日～18日

第2回常任理事会

<審議事項>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との契約について

<協議事項>

- 1 平成23年度に実施した「研修に対する調査」とりまとめの公開について
- 2 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 3 第69回定時総会の対応等について

19日

平成24年度臨時理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)について

平成24年度臨時理事会業務監査

19日～20日

第69回定時総会

- 第1号議案 (イ)平成23年度一般会計収入支出決算報告承認の件

- (ロ)平成23年度特別会計収入支出決算報告承認の件

- 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

- 第3号議案 連合会会館(シティ音羽)の処分(案)審議の件

- 第4号議案 平成24年度事業計画(案)審議の件

- 第5号議案 (イ)平成24年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

- (ロ)平成24年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

25日

第1回研究所「試験制度」会議(電子会議)

<議題>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究」について

26日

第1回研究所「道路内民有地」会議(電子会議)

<議題>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「道路内民有地の取扱いに関する法整備に向けての基礎研究」について

26日～27日

第1回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充と運用について(ウェブシステムを活用した研修)
- 4 研修資料の拡充及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発と推進について
- 7 日司連との連絡協議会の対応
- 8 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則第2条、学習履歴の公開
- 9 土地家屋調査士特別研修に対する要望等について

27日

第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修について

27日～28日

第1回社会事業部会

<議題>

- 1 ADR運営報告書の公表等について
- 2 平成24年度の社会事業部渉外活動方針について

7月

3日～4日

第3回調測要領委員会

<議題>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 調査・測量実施要領の土地家屋調査士会会則への位置付けについて

4日

第2回財務部会

<議題>

- 1 平成24年度財務部事業計画の執行について
- 2 第69回定時総会における質問事項への対応について
- 3 支給済み日額手当の精算について
- 4 旅費の取扱いについて
- 5 業務関係図書等の頒布品について
- 6 特別会計の定期預金について
- 7 各種委員等の報償費に関する規程について
- 8 所得補償保険及び団体傷害疾病保険の天災



- 危険保障特約付帯について  
9 親睦事業(ゴルフ大会)の運営等について  
10 団体定期保険の募集原稿について

#### 4日～5日

##### 第1回研究所会議

###### <議題>

- 1 平成24年度研究所の事業執行及び研究方針について
- 2 平成24年度の研究所体制について
- 3 研究所からの各種研究論文発表会への参画について

#### 6日

##### 第3回業務部会

###### <協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
- 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査
- 3 筆界特定制度に関する事項
- 4 登記測量に関する事項
- 5 業務情報公開に関する事項
- 6 規則第93条調査報告書について
- 7 FRK(一般社団法人不動産流通経営協会)の不動産売買契約書改定への協力について
- 8 法務局実地調査の補助について
- 9 二線引畦畔に関する諸問題について

#### 11日

##### 第5回正副会長会議

###### <協議事項>

- 1 平成24年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

#### 11日～12日

##### 第3回常任理事会

###### <審議事項>

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会則モデルの一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 不動産登記に係る土地家屋調査士業務開拓に関するPTの設置及び制度対策本部員の追加選任について
- 4 各種委員会委員等の選任について
- 5 講師団名簿について

- 6 研修に関する調査の公開、各会への周知について

###### <協議事項>

- 1 各部等における平成24年度事業の具体的な執行計画について
- 2 コンプライアンス・プログラム改訂方針について
- 3 第8回土地家屋調査士特別研修の実施方について
- 4 土地家屋調査士特別研修受講促進パンフレットについて
- 5 eラーニングの各ブロックからのコンテンツ提供について
- 6 全国一斉表示登記無料相談会について
- 7 調測要領委員会の活動について
- 8 平成25年1月の賀詞交歓会、第4回理事会、平成24年度第2回全国会長会議及び同第2回全国ブロック協議会長会同の開催日変更について
- 9 事業共同組合による土地家屋調査士業務の受託に関する調査について
- 10 支給済み日額手当の精算について
- 11 第69回定時総会における各会会長及び代議員の旅費の差異への対応について
- 12 第2回全国会長会議と第8回国際地籍シンポジウムの日程について

#### 12日

##### 第8回国際地籍シンポジウム実行委員会(第2回)

###### <協議事項>

- 1 パンフレットのデザインの決定及び印刷及び各会発送と送付先について
- 2 通訳について
- 3 発表者との事前打合せについて
- 4 ウェルカムパーティー及び反省会の準備方法について
- 5 台湾・韓国に対する宿泊施設の紹介について
- 6 当日の受付方法について
- 7 総会提案議題である国際地籍学会会則の一部修正について
- 8 10月17日～20日の日程について

##### 論文審査会

###### <協議事項>

- 1 第8回国際地籍シンポジウムでの発表論文について

#### お詫び

本誌6月号(No.665)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

#### 記

(頁)

4

(正誤箇所)

左段11行目

(誤)

(6) ①60歳以上の親から→①65歳以上の親から

(正)

## 編集後記

### 鰻(ウナギ)と鰐(ハモ)と穴子(アナゴ)

土用の丑の日は、平賀源内がこの日を看板に大書してウナギを食べる日として流行らせたというのが一般的に語られております。

今年は資源保護と輸出規制から、私たち庶民の口には鰻が入りにくくなってきてしまいました。

穴子は年間を通して手に入りますが、今が旬であります。煮穴子、蒲焼き、湯引き、鍋、てんぷらなど、火を入れておいしい食べ物ですが、穴子は刺身が絶品です。見た目は鯛やフグの薄造り、食感ですがあえて言うならヒラメのエンガワより弾力があって、脂が乗っております。鰻の刺身もなかなかおいしいものですが、こちらも負けておりません。舌代を含んで考えますと、特にお勧めとなります。

先だって酒の席で、鰻の背開き腹開きから話しが始まり、穴子と鰐が同じ魚だ、別なものだと揉めたことがありました。

後日調べてみましたら、宮城県で編纂した県史に仙台地方では穴子のことをハモと呼んでいることが紹介されておりました。揉めた同士は根っからの仙台人でありましたので、これも仙台での特異なことだと理解することができました。

生息地と関係があるのでしょうか、鰻は全国的に食べられ、鰐は関西を中心に、穴子は関東を中心に賞味されているようです。

鰐も夏を代表する魚であります。

私は、鰐は骨切りしたものを湯引きして梅肉やからし酢味噌でいただくことしか知りません。一度てんぷらをいただきましたが、小骨が気になり食べづらい思いをいたしました。

鰐を鰻や穴子のように刺身で食べる習慣があるかどうかは存じ上げておりませんが、この夏は美味しい鰐料理を探してみたいと思っております。

広報部次長 岩淵正知

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連特定認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

**Q2.** どうすればICカードを取得できるの？

日調連特定認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



## 【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

### ☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意くださいようお願いいたします。



## 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名    ○ 所属支部名    ○ 登録番号(半角)    ○ 氏名  
○ 事務所所在地(郵便番号も記入)    ○ Mail (半角)    ○ Tel (半角)    ○ Fax (半角)

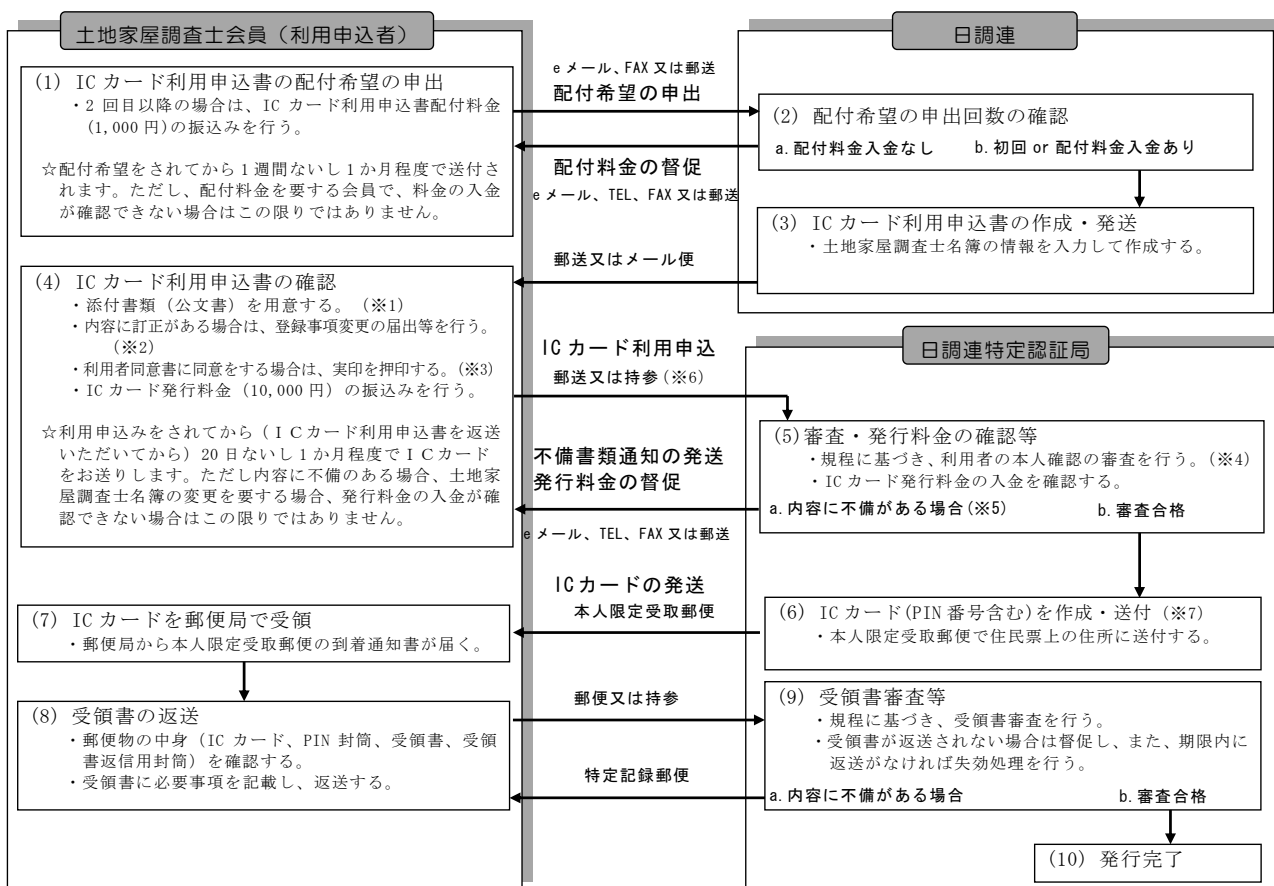
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

### ICカードを取得するまでの流れ



(※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。

(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。

(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。

(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。

特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。

(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。

(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。

(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。

(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

## ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

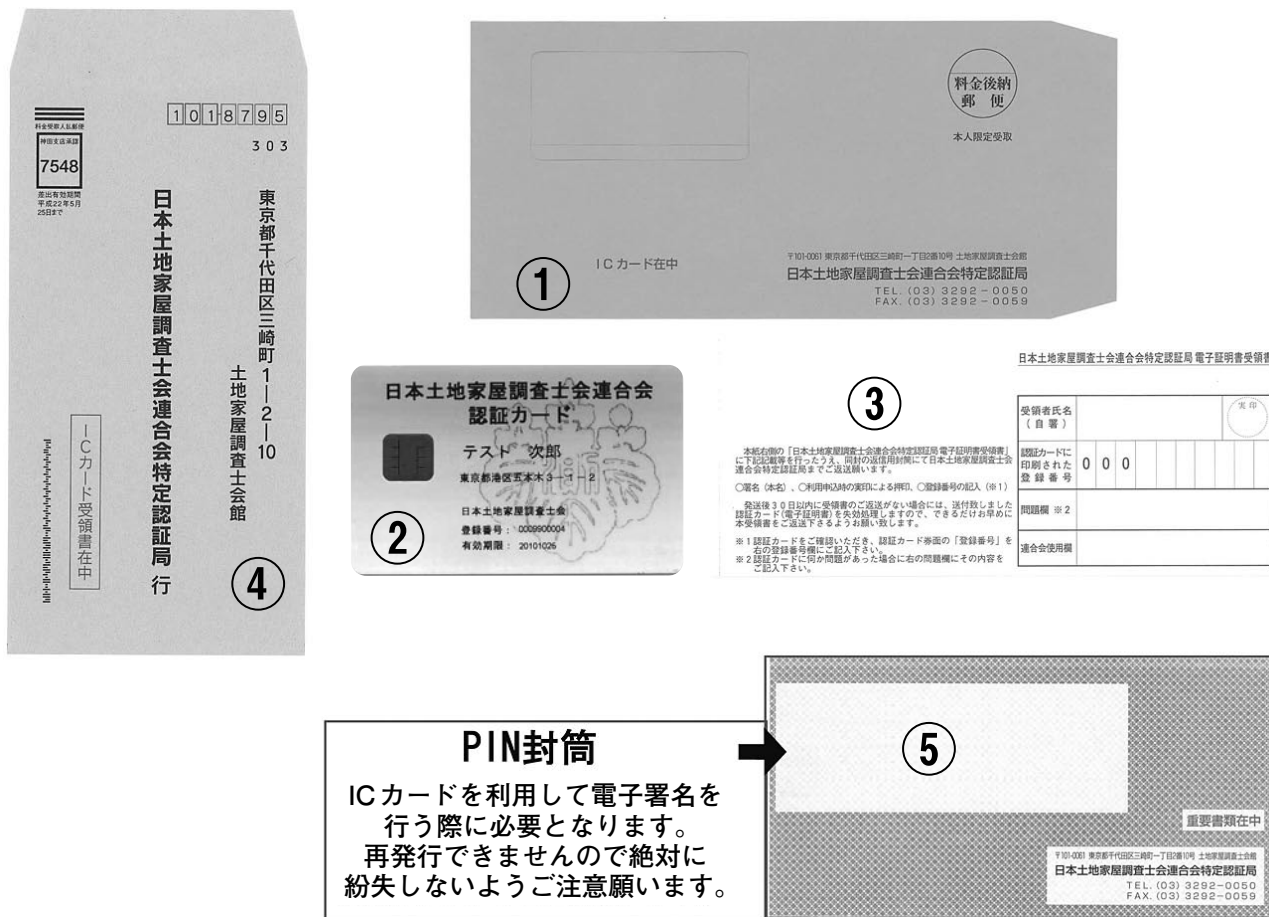
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続が必要となります。)



### 【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

#### <受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

### (1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

### (2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

### (3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

## ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成24年6月末日現在で累計20,951枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

### 発行に係る費用及び支払い方法について

#### 1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

#### 2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 竹内八十二
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名  
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)  
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

#### 3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

| 会名  | 会番号 | 会名  | 会番号 | 会名 | 会番号 |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 東京  | 01  | 愛知  | 18  | 宮崎 | 35  |
| 神奈川 | 02  | 三重  | 19  | 沖縄 | 36  |
| 埼玉  | 03  | 岐阜  | 20  | 宮城 | 37  |
| 千葉  | 04  | 福井  | 21  | 福島 | 38  |
| 茨城  | 05  | 石川  | 22  | 山形 | 39  |
| 栃木  | 06  | 富山  | 23  | 岩手 | 40  |
| 群馬  | 07  | 広島  | 24  | 秋田 | 41  |
| 静岡  | 08  | 山口  | 25  | 青森 | 42  |
| 山梨  | 09  | 岡山  | 26  | 札幌 | 43  |
| 長野  | 10  | 鳥取  | 27  | 函館 | 44  |
| 新潟  | 11  | 島根  | 28  | 旭川 | 45  |
| 大阪  | 12  | 福岡  | 29  | 釧路 | 46  |
| 京都  | 13  | 佐賀  | 30  | 香川 | 47  |
| 兵庫  | 14  | 長崎  | 31  | 徳島 | 48  |
| 奈良  | 15  | 大分  | 32  | 高知 | 49  |
| 滋賀  | 16  | 熊本  | 33  | 愛媛 | 50  |
| 和歌山 | 17  | 鹿児島 | 34  |    |     |